

令和6年9月6日（金曜）

議 事 日 程 第 3 号

令和6年9月6日（金曜）午前10時開議

第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○寺本義勝議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、平江透議員の発言を許します。平江透議員。

〔24番 平江透議員 登壇 拍手〕

○平江透議員 おはようございます。熊本自由民主党市議団の平江透でございます。

2期目に入りまして、2回目の質問の機会をいただきました。先輩議員、同僚議員には感謝申し上げ、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、天明地区施設一体型義務教育学校について質問します。

上程議案ではありますが、地元では新たな学校について様々な懸念があると伺っておりますので、あえて一般質問させていただきます。

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とした義務教育学校制度を創設する学校教育法等の一部を改定する法律が、平成27年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されております。

本市の教育は、令和2年度に策定された熊本市教育基本計画の「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え、主体的に行動できる人を育む」という基本理念に基づき、こどもたち一人一人が社会環境の変化に適切に対応し、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進めることを目指しておられます。そのような中、南区の最も西側に位置する天明校区に小中一貫の施設一体型義務教育学校を新設するに至った背景についてお尋ねいたします。

また、既存の天明中学校をはじめ、中緑小学校、銭塘小学校、奥古閑小学校及び川口小学校は、各学校ともそれぞれの特色を持った小中学校だと存じますが、新設される施設一体型義務教育学校の特色についてお尋ねいたします。

以上2点、教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 まず、天明校区に施設一体型義務教育学校を新設するに至った背景についてお答えいたします。

天明校区の小学校4校では、全学年が単学級または複式学級となっており、将来的

にも児童数の減少が見込まれていたため、地域住民の方への説明会等を実施し、こどもたちにとってどのような教育環境が望ましいかを検討してまいりました。

そのような中、校区自治協議会とPTA会長による地域懇談会が設けられ、令和3年5月に、小中一貫教育に適した教育環境の整備や特色あるカリキュラムの編成などを含む施設一体型義務教育学校設置の検討等に関する要望書が提出されました。この要望等を踏まえ、本市では令和3年12月に基本構想を、令和4年12月に基本計画を策定したところです。

次に、天明校区施設一体型義務教育学校の特色についてお答えいたします。

新設校では、米作りや干潟体験などの地域資源を生かした課題解決学習を柱に特色あるカリキュラムを編成し、これからの社会に必要とされる資質、能力を高めてまいります。また、小中学校の教職員組織が一体化することによる9年間の切れ目のない学びの提供と、日常的な異学年の交流を行い、こども一人一人のよさを伸ばし、豊かな人間性を育てまいります。

施設面では、地域住民の方のための避難所機能、地域との協働による学びの場とする地域連携室、多様な学びを推進する交流スペース、読書だけでなく調べる、まとめる、発表する等の学習ができる総合図書館を備える予定です。

小中学校を一体化することで、より一層教育の質の向上を図り、魅力ある学校を目指してまいります。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 今、教育長から施設一体型義務教育学校を新設するに至った背景及び学校の特色について御答弁をいただきました。

次に、施設整備についてお尋ねいたします。

それぞれの学校の敷地面積を見ますと、天明中学校2万2,867平方メートル、中緑小学校9,738平方メートル、銭塘小学校1万2,246平方メートル、奥古閑小学校1万3,329平方メートル、川口小学校1万2,066平方メートル、5校合わせますと7万246平方メートルの敷地面積となっております。

5つの学校合わせて7万246平方メートルの敷地の中で学んでいた児童・生徒が、2万2,867平方メートルの敷地内で学んでいくということで、狭隘ではないかと心配される声も伺います。施設整備が相当厳しくなるのではないかと存じますが、その施設配置対策をお尋ねいたします。

また、学校の接道状況を見ますと、前面道路の幅員が、天明中学校は4.17メートル、参考までに述べますと、中緑小学校4メートル、銭塘小学校7.8メートル、奥古閑小学校6メートル、川口小学校6メートルの幅員となっております。学校開校に当たってはスクールバスの導入も検討されているようですが、保護者や地域の方々が最も心配されておられますのが登下校時の安全の確保だと伺っております。

学校敷地周辺の道路の幅員が狭く、車両などの通行に課題がある中、現在は中学生が自転車、歩行により登下校しております。これに加えて施設一体型義務教育学校が

開校すると、小学生がスクールバスや歩行により登下校します。しかも子どもたちは9学年の体格差があります。

そこでお尋ねしますが、全校児童・生徒におけるスクールバス、自転車、歩行者の登下校の割合はおのどのくらいになると試算されているのでしょうか。また、登下校時に児童・生徒が最も集中する校門に通じる道路の幅員の拡幅など、安全確保はできるのでしょうか、お尋ねいたします。

最後に、熊本市域全域からの児童・生徒の受入れについて伺います。

天明校区施設一体型義務教育学校については、熊本市域全域からの児童・生徒の受入れを検討しているとのことですが、その理由及び期待される効果について伺います。

以上、教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 まず、学校の施設配置対策についてですが、天明校区施設一体型義務教育学校の敷地面積は、市内の児童・生徒数が同規模の小中学校の平均以上の面積となっております。さらに敷地を有効利用するために、校舎を4階建てとし、体育館、プールも一体的に整備することでコンパクトな施設とし、全学年の利用を想定したメイングラウンドと低学年の利用を想定したサブグラウンドを確保するよう計画しております。

次に、児童・生徒の登下校時の安全確保についてですが、現在、スクールバスについては、地域の保護者の皆様との話合いの中で、運行ルートや停留所の場所について御意見を伺っている段階です。そのため、現時点では、令和9年度の開校時点におけるスクールバスの利用者数を見込むことはできず、議員お尋ねの全校児童・生徒の登校手段ごとの人員割合については、今後、開校に向けた準備を進めていく中で、関係者の御意見も伺いながら精査してまいります。

スクールバスについては、バスが十分に転回できる天明まちづくりセンターの北側の敷地で乗り降りをするとしており、南側の正門から徒歩や自転車で登校する児童・生徒の安全に配慮を行っております。また、車両の進入口は敷地の北側を計画しており、北側道路については一部幅員の拡幅の検討をしております。児童・生徒が安全に登下校を行えるよう引き続き検討してまいります。

最後に、熊本市全域からの児童・生徒の受入れ理由及び効果についてですが、天明校区においては今後も児童・生徒数の減少が見込まれているため、9年間の一貫した学びと異学年間の日常的な交流を望む児童・生徒を熊本市全域から受け入れることで、学校の活性化が期待できるものと考えております。

また、多様な意見に触れることができ、切磋琢磨することを通じて、社会性や協調性を育むこともできると考えております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 教育長から合わせて4点について御答弁をいただきました。

熊本市初の施設一体型義務教育学校の名称が天明未来学園に決定したと伺っていま

すが、学校の開校後は、天明校区全ての児童・生徒9学年が同じ敷地にて学校生活を送ることとなりますが、繰り返しになりますが、保護者や地域の方々が最も心配されているのが登下校の安全確保であります。何か事故等ありましたときには、いざ天明未来学園へと救急車や大型消防車等がスピーディーに校舎敷地内に入られるように、学校周辺道路の十分な幅員を確保していただきますよう要望しておきます。

学校の開校までにはまだ時間がありますが、新たな課題等が発生した際には随時質問を続けてまいりたいと存じますので、教育長、よろしく願いいたします。天明未来学園が熊本県下はもちろん、全国から視察が殺到するような施設一体型義務教育学校になりますことを祈念して、次の質問に移ります。

新市基本計画の進捗について質問します。

本市と旧富合町は平成20年10月に合併し、本市と旧城南町、植木町とは平成22年3月に合併して、それぞれ策定した新市基本計画の計画期間は、合併期日の属する年度及びそれに続く10か年とされておりました。その後、平成28年熊本地震の影響などにより、計画期間を15年間に延長するなどの計画の変更が行われましたが、旧富合町との基本計画につきましては、令和5年度末に計画期間が満了しております。また、旧城南町、植木町との基本計画につきましては、令和6年度末に計画期間が満了予定です。

改めて新市基本計画とはについて述べますと、熊本市と3町との合併後の新市のさらなる飛躍を目指し、新市の円滑な運営を確保するとともに、市域の均衡ある発展を図ることを目的として策定されたものであり、新市が抱える課題を踏まえたまちづくりの基本的な方向及び目指すべき将来像などを描くまちづくり基本方針や、新市の円滑な運営を確保及び均衡ある発展に特に資する事業を体系的にまとめた新市の施策等が記載されている計画であります。

そこでお尋ねいたします。

合併3町の新市基本計画の進捗状況について、1点目、富合町との基本計画は計画期間が満了しておりますが、計画変更後における現在の進捗状況及び完了見込み時期についてお尋ねいたします。2点目、旧城南町、植木町については令和6年度末に計画期間が満了予定ですが、令和6年度末時点での両町の基本計画の進捗状況及び未完了事業の取扱い並びに完了見込み時期についてお尋ねいたします。

以上2点、文化市民局長にお尋ねいたします。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 合併3町の新市基本計画の進捗状況について順次お答えいたします。

まず、富合地域における新市基本計画は、令和5年度の計画期間満了後も合併推進債の経過措置を適用し、着実に事業を推進するため、令和6年3月に計画の一部変更を実施したところでございます。計画の進捗状況につきましては、当初計画額に対する令和6年度当初予算までの事業費ベースでの進捗率が約147%となっており、事業数では、令和6年度末時点で49事業中41事業は完了、8事業が未完了の見込みとなっ

ております。

未完了事業につきましては、富合中学校校舎改築事業が令和7年度、富合小学校校舎改築事業及び富合中学校の水泳プール改築事業が令和8年度に事業完了予定となっております。また、富合町中心市街地土地区画整理事業が令和9年度、富合宇土南北線道路及び清藤7号線駅前道路の道路改良2事業が令和10年度に事業完了予定となっているほか、下水道事業が令和17年度に事業完了予定となっております。

なお、熊本県が覚書に基づき実施している木原川の砂防事業については、令和8年度の事業完了を目標に取り組まれておりますが、木原居屋敷2号橋の架け替え区間において、地元調整に時間を要している状況と伺っております。

次に、城南地域における進捗状況につきましては、当初計画額に対する令和6年度当初予算までの事業費ベースでの進捗率が約140%となっており、事業数では計画期間満了となる令和6年度末時点での見込みで、70事業中69事業は完了、1事業が未完了となっております。未完了事業につきましては、下水道事業が令和17年度末には事業完了予定となっております。

最後に、植木地域につきましては、事業費ベースでの進捗率は約120%、事業数では令和6年度末時点での見込みで、58事業中48事業は完了、10事業が未完了となっております。

未完了事業については、熊本県の実施事業費を一部負担している県営東部農免道路が令和9年度に、主要地方道大津植木線から植木インターチェンジまでの道路事業が令和11年度に、下水道事業が令和17年度に事業完了予定となっております。また、その他の道路7事業につきましては、多くの用地取得等を伴いますため、現在のところ、完了時期はお示しできておりませんが、地権者の方々や地域の皆様、また議員各位をはじめ関係者の御意見を伺いながら進めることとしております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 新市基本計画の期間が満了している富合町で8事業が未完了、令和6年度末に計画期間が満了する城南町で1事業が未完了予定、植木町で10事業が未完了予定という答弁をいただきました。

木原川の改修工事等残された事業につきましては、住民の方々の意見を十分聞きながら進めていただきたいと存じます。

次に、合併3町の下水道整備事業についてお尋ねいたします。

旧3町の下水道整備事業の進捗率について、上下水道事業管理者にお尋ねいたします。

〔田中俊実上下水道事業管理者 登壇〕

○田中俊実上下水道事業管理者 合併3町の下水道整備事業についてお答えします。

合併3町における下水道整備事業の進捗率は、令和5年度末時点で計画期間内の事業費ベースで、富合地域が125.7%、城南地域が139.6%、植木地域が107.3%となっており、それぞれ目標額を上回っております。

一方、全体計画に対する整備面積ベースでは、富合地域が58.4%、城南地域が68.6%、植木地域が48.3%となっております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 事業費ベースでは目標を達成しているが、進捗率では、富合町で58.4%、城南町で68.6%、植木町で48.3%という進捗率でした。平成20年度、平成22年度に計画してあったのに、あまりにも下水道整備が遅いのではないかと存じます。

下水道整備事業が遅れた理由についてお尋ねいたします。また、今後、下水道整備事業に関する定期的な地元説明会を開催していただきたいと存じます。

以上2点、市長に伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 合併3町を含む下水道整備に時間を要している理由でございますが、熊本地震に伴います管路施設や浄化センターの災害復旧、耐震化への重点投資、近年の資材費や人件費の高騰などの影響による事業費の増大によるものでございます。

また、下水道整備に関しましては、これまで計画、設計、工事等の各段階において、地域住民の皆様に対しまして説明会を行ってございまして、今後も丁寧な説明に努めてまいります。

議員御承知のとおり、今年1月に発生いたしました能登半島地震では、下水道施設が甚大な被害を受け、被災者の避難生活や生活再建に大きな影響を及ぼしておることから、下水道がライフラインとして果たす役割の重要性が改めて認識されたところでございます。

このような状況を踏まえ、これまで国に対し下水道の整備促進について、本市の単独要望に加えまして、私が会長を務めております日本下水道協会を通じた提言活動等を行ってまいりました。今後も下水道整備については、引き続き国への要望活動等を行いながら、整備推進に向けて積極的に取り組んでまいります。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 今、市長から答弁をいただきましたが、下水道の果たす役割の重要性について改めて強く認識したという言葉もありましたが、あまりにも時間がかかり過ぎるのではないのでしょうか。

新市基本計画は、市域全体の均衡ある発展を図ることを目的として策定されております。平成20年、平成22年に策定された基本計画が15年たっても未完了、完了見込みは令和17年度を予定しているということですが、旧3町以外にも平成3年に合併した飽託4町などにも未整備の地域が残っております。

先般、家で食べたラーメンの汁を、下水道がないためトイレの便器に流しているという話を聞いてショックを受けました。市長がマニフェストに記載されております「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」とは、市域全域に下水道が完備されたときだと私は思います。

今回の質問に当たってのヒアリングの際お聞きしましたが、市域全体に下水道が完

備されるのに10年以上かかる、その費用は約600億円と伺いました。多額な予算がかかることは理解しますが、下水道整備事業を何よりも最優先に取り組むことについて異論を唱える人はいないと思います。どうかさらなるスピード感を持って完了を目指していただくことを切に要望して、次の質問に移ります。

火葬場の在り方について質問します。

私は、令和5年第4回定例会において、本市における将来的な火葬場の整備計画等について質問しました。皆様御存じのように、我が国においては、2025年には団塊の世代と呼ばれる戦後の第1次ベビーブームに生まれた約800万人の方々が75歳以上の後期高齢者となり、その後の数十年間は多死社会を迎えることとなります。

この点について、本市の死亡者数のピーク時期と必要な火葬炉の数、整備計画について尋ねたところ、死亡者数は2065年にピークを迎え、必要な火葬炉の数について、現在の16基から5基増設し21基体制にする必要があること、火葬炉の増設については、既存の戸島にある熊本市斎場及び植木火葬場を増設することとし、新たな火葬場の新設は検討していないとの答弁でした。

しかしながら、現在の火葬場の配置状況は東部及び北部に偏在していることから、西南部地区住民、特に高齢者にとっては片道1時間以上かけた火葬場までの移動が大変な負担となっております。そこで、連携中枢都市圏構想を利用し、本市の住民が宇城市の火葬場を利用した場合、地元住民と同一の料金で利用することができないか、市長に尋ねましたところ、現在、西南部地域の皆様には御不便をおかけしていると述べられ、そこで、今後は熊本連携中枢都市圏作業部会における協議事項として、圏域内の相互利用や利用料金の軽減策などの協議を進めてまいりますと、大変前向きな答弁をいただきました。

この市長答弁に対しては、当日傍聴に来ていただいた支援者の方々からも大変好評であり、早期の実現に向けてもう一汗かいてほしいとの激励の言葉をいただいたところでございます。

ところが、前回の定例会における田上議員の同様の質問に対して、担当局長の答弁は、議員御提案の火葬場の管外使用料の補助につきましては、圏域内における相互利用や負担軽減策の一つとして、引き続き研究してまいりますというものでした。この答弁は、先ほど紹介した昨年の市長答弁から明らかに後退した内容となっております。

議場での答弁は、質問した議員にはもちろんですが、市民に対する約束事であり、委員会での発言ならいざ知らず、事前通告に基づく答弁は執行部内で共有し決定されたものであり、大変重いものであると私は認識しております。

そこで、改めて市長にお尋ねします。

前回答弁のあった熊本連携中枢都市圏の協議事項として、火葬場の相互利用や利用料金の軽減策などの協議は、現在行われているのでしょうか。また、仮に行われていないのであれば、いつから協議を開始され、その結果がいつ頃には出る予定なのでしょうか、伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

- 大西一史市長 西南部地域の皆様の負担軽減に向けては、議員が御質問されました令和5年第4回定例会以降、令和6年3月に熊本連携中枢都市圏火葬場作業部会を開催いたしまして、圏域内全体における各施設の運営状況や相互利用に向けた課題等について協議を行ってまいりました。加えて、今年度から龍燈苑及び寂静の里を所管いたします宇城広域連合と個別に協議を開始しておりまして、使用料や受付時間等の運営体制について相互に情報共有を図るとともに、具体的な課題整理に着手しております。協議終了の時期を現段階でお示しすることはできませんけれども、宇城広域連合との個別協議を含め、今後も作業部会での協議に継続して取り組み、施設の相互利用や使用料の負担軽減策の検討を進めてまいります。

〔24番 平江透議員 登壇〕

- 平江透議員 前回に続き改めて質問しましたところ、後退したとは思えない前向きな答弁をいただきました。できる限りスピード感を持って進めていただきたいと存じます。

さて、この火葬場までの距離に関する問題は、合併した旧富合町、城南町の住民からの切実な声が今年1月の地元紙でも大きく報道されています。この状況は旧飽田町、天明町でも同様でございます。

仮に連携中枢都市圏内の協議が整わないのであれば、現在の整備計画を見直して、新たに西南部地区に火葬場を建設することも検討していかなければならないと考えております。仮に火葬場を新たに新築するとした場合、合併推進債の活用は可能でしょうか。健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

- 林将孝健康福祉局長 合併推進債は、本市の合併後、発行可能期限である令和6年度までに事業の実施設計に着手することが要件となっておりますことから、議員御提案の仮に火葬場を今後新築するとした場合におきましても、合併推進債の活用はできないものと考えております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

- 平江透議員 合併推進債は制度上活用できるが、期限があり、令和6年度までに事業の実施設計に着手しなければ活用できないという趣旨の答弁でした。

火葬場につきましては、新市基本計画にはなかったものの、火葬炉の増設が決定した時点で、その地理的な配置についても検討していただくような御配慮がなされなかったことについては残念でなりません。

続きまして、最後の質問項目に移ります。

集落内開発制度指定区域から災害リスクの高いエリアの除外について。

令和4年第1回定例会において種々議論のありました集落内開発制度指定区域から災害リスクの高いエリアを除外する件に関して質問します。

本市においては、平成22年度から、市街化調整区域における開発制限の例外措置と

して集落内開発制度が設けられており、一定の既存集落に隣接する土地については、住宅や店舗等の建築が可能となっております。しかしながら、令和2年の都市再生特別措置法等の改正により、いわゆるレッドゾーンと呼ばれる土砂災害特別警戒区域並びにいわゆるイエローゾーンと呼ばれる土砂災害警戒区域及び浸水想定区域は開発の対象外となりました。

土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンについては市街化区域、市街化調整区域の区別なく、原則として住宅及び店舗、社会福祉施設などの開発を禁止しております。しかしながら、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域、イエローゾーンについては、災害発生リスクは市街化区域と同じであっても、市街化調整区域に限って開発許可を厳格化するという極めて分かりにくい内容となっております。

この点に関しましては、令和4年第1回定例会においては、これらの法改正に伴い、集落内開発制度指定区域からイエローゾーンを除外するための熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例の議案が上程されました。しかしながら、対象地域となる住民からの反発が大きかったこともあり、私ども議会としては、条例可決に対して次のような附帯決議をつけております。

その具体的な内容は次の3点です。1点目は、浸水想定区域と同様に、土砂災害警戒区域であっても安全上の対策を条件に、集落内開発制度から一律に除外しない対応を図ること。2点目は、実際の開発に当たっては、集落内開発制度の区域見直しが予定されている令和7年度までの猶予期間を設けること。3点目は、その間に地域の実情に配慮した運用基準等を定め、市民への周知と理解の促進に努めること。以上の3点です。

条例改正から来年4月で3年を迎えます。そこでお尋ねいたします。

来年4月の全面施行を目前にして、当時の附帯決議3点に対して、執行部としてどのような対策を講じてこられたのか、また、今後どのような対応方針を検討されているのかを、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 令和2年の都市計画法の改正は、頻発、激甚化する自然災害を踏まえ、災害リスクが高いエリアにおける新たな開発行為を抑制することを目的としてなされたものでございます。これに伴いまして、令和4年第1回定例会において、集落内開発制度指定区域における開発許可を厳格化する条例改正案を上程し、附帯決議付で可決いただきました。

附帯決議に係るその後の対応といたしましては、1点目の土砂災害警戒区域の除外に関しましては、都市計画審議会において有識者の意見聴取を行い、土砂災害は降雨状況のみならず地震や地形・地質条件にも起因するなど、災害の発生予測や規模の想定が難しく、安全上の対策が困難であることから、県の取扱いと同様に集落内開発制度指定区域から除外することといたしました。

2点目の猶予期間及び3点目の運用基準等についてでございますが、地域の実情を

踏まえまして、条例改正後の制度の適用を令和7年4月から開始することとしております。それまでは、開発許可申請者から開発箇所の浸水ハザード情報や避難場所等を書面で御提出いただき、確認した上で許可するという段階的な運用を行うことといたしました。

また、市民の皆様への周知等に関しましては、これまで計33回にわたり、附帯決議への対応等について地域の皆様へ説明を行いますとともに、不動産協会等の関係団体への周知、窓口や本市ホームページ等での広報を行ってまいりました。

今後も引き続き、法改正の趣旨を踏まえた適切な制度運用に努めますとともに、様々な機会を捉え市民の皆様等への周知を行い、御理解の促進を図ってまいります。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 法改正の趣旨を踏まえ、適切に制度を運用するとともに、引き続き様々な機会を捉えて住民等への周知を図り、理解の促進に努めるという答弁をいただきました。

当時開催された地域説明会においては、想定浸水深3メートルを超えるエリアにおいては、2階建てを原則とし、平屋の場合は3メートルを超える敷地のかさ上げ、もしくは屋根への避難口を設けるなどの条件を付すことで、新たな建築を認める旨の説明があったと記憶しております。また、土砂災害警戒区域については、例外規定は認め難いという内容でした。

ところで、当時の国土交通省が作成した資料を見ますと、「土砂災害警戒区域及び浸水想定区域であっても、災害が発生した場合に避難場所への確実な避難が可能な区域にあっては、集落内開発制度指定区域から除外は不要」との記載がございます。また、土砂災害警戒区域にあっては、砂防堰堤の整備など土砂災害を防止、低減する施設の整備などの防災対策が実施された区域であれば、これまで同様に集落内開発制度指定区域から除外する必要はない旨の記載があります。

この3年間で、我が国の気象予報の精度はかなり向上しています。線状降水帯の予報も可能となりました。こうした点を考慮すれば、本市における土砂災害警戒区域、浸水想定区域は国土交通省が開発制限をする必要がないケースとして認めております、災害が発生した場合に避難場所への確実な避難が可能な区域である場合に該当すると思われませんが、市長にその御見解をお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 議員御指摘の内容については、国の技術的助言に基づくものでありまして、まず、浸水想定区域については、安全上、避難上の対策を開発許可等に際しての条件とした区域等を例外的に集落内開発制度指定区域に含むことを妨げるものではないとされております。

これを踏まえ、浸水想定区域については、想定浸水深3メートル以上の区域を対象に、開発許可等に際し、居室の高床化や地盤面のかさ上げなど安全上、避難上の対策を条件とすることで、区域から除外しないことといたしました。

一方、土砂災害警戒区域につきましては、同助言において、災害発生時に避難場所への確実な避難が可能な区域や土砂災害を防止し、または軽減するための施設の整備等が実施された区域等について、同様の運用が可能とされております。しかしながら、先ほど都市建設局長が答弁を申し上げましたとおり、土砂災害は降雨だけでなく、地震や地質、地形等の条件にも起因するなど、確実な避難や対策が困難であることから区域から除外することとしております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 最後の答弁のところで、土砂災害警戒区域については、確実な避難や対策が困難であることから、集落内開発制度指定区域から除外することとしているという答弁でございました。

土砂災害警戒区域に住んでいる住民にとっては、逃げ道はないということでしょうか。それでは、この危険な区域内に現在住んでいる市民の方々をどのようにして守るのでしょうか。市長にお尋ねいたします。

また、区域から除外するならば、土砂災害警戒区域における既存の住宅建て替え、もしくは農家の分家以外は建物が建築できなくなるということになります。そうすると、建築のために土地を購入する人がいなくなるということです。このような措置により、危険区域だから地域以外の方は新たな家は建てられない、そして集落内開発制度指定区域から除外された土地は誰も買わない、売れない土地になると考えられます。そのような資産価値が激減するような土地の固定資産税については、大きく評価額を見直すべきではないかと存じますが、市長の所見を求めます。

加えて、今後の市街化調整区域での市民の建築需要にどう応えていく考えなのか、市長に伺います。

以上3点、市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 災害リスクが高いエリアの防災・減災対策につきましては、河川整備等のハード対策をはじめ、ハザードマップ作成等の事前の備え、指定避難所の周知など、関係機関とも連携して様々な取組を行っております。

また、私のマニフェストの中で、災害レッドゾーンの既存住宅につきましては、居住誘導区域などへの移転促進を図ることとしておりまして、そのための支援メニューを検討しております。これに加えて、災害イエローゾーンの一つである土砂災害警戒区域における対策につきましても、他都市事例等の研究を進め、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

次に、宅地の固定資産税評価額につきましては、路線価を基に算出されておりました、3年ごとの評価替えで固定資産税評価額を見直しております。土砂災害警戒区域が集落内開発制度区域から除外されますと、路線価に反映され、固定資産税評価額を見直すこととなります。

次に、今後の市街化調整区域の建築需要等への対応についてでございますが、市街

化調整区域については、既存の集落などで地域のコミュニティが形成されており、将来にわたってこれを維持していくことが重要であると認識しております。そのため、本来は市街化を抑制する区域であります。集落内開発制度や地区計画制度等を活用することで、特例的に建築等を可能としております。

今後、令和7年度の各種都市計画の見直しに向け、市街化調整区域の趣旨や災害リスクを踏まえた上で、地区計画制度などを活用し、生活利便性が高い地域拠点圏域におきましては居住や都市機能の誘導を図り、既存集落においては、より地域コミュニティの維持に資する制度の検討を進め、市街化調整区域の建築需要に適切に対応してまいりたいと考えております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 1点目については、他都市の事例など研究を進める、2点目については、路線価を基に3年ごとに固定資産税評価額を見直す、3点目については、地区計画制度などを利用して市街化調整区域の建築需要に対応するという答弁をいただきました。

土砂災害警戒区域内の住民の命を守るため、どうぞ砂防堰堤、砂防ダムや避難所の設置等の早急な整備を要望いたします。

今述べました市街化調整区域に集落内開発制度指定区域が設定されているのは、熊本県において、熊本都市計画区域を定めている熊本市、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の2市3町だけなのです。それ以外の市町村は、市街化区域、調整区域の線引きをしておりません。

熊本都市計画区域は、昭和46年から熊本市、旧合志町、西合志町、菊陽町、益城町、嘉島町、富合町の1市6町で構成されておりました。私の地元の富合町も当時から熊本都市計画区域に入っており、町のほとんどが市街化調整区域に線引きされておりました。農業の振興には大変よかったです。令和6年の現在でも、日々の食料品を購入するスーパーマーケット等の商業施設が1軒もなく、市街化調整区域の線引きで、買物など日常生活に苦慮している状況にあります。

そこで、多くの市民の方が口にされていることを代弁して質問します。

73万人を有する熊本市は、2市3町で構成する熊本都市計画区域を離脱して、熊本市独自の都市計画区域をつくってはいかがと存じます。そうすれば、県や他の1市3町の顔色を伺うことなく、本市独自の線引きが可能となりますし、より一層計画的な熊本市のまちづくりができるのではないのでしょうか。また、他の1市3町におきましても、熊本市の顔色を伺うことなく、線引きをしない未線引きの都市計画区域を定めることができるのではないのでしょうか。

熊本連携中枢都市圏の形成に係る連携は取りながら、土地にまつわる熊本都市計画区域については独自路線を進めてはいかがと存じますが、市長の所見を伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 都市計画区域は、市町村の行政区域にとらわれず、中心の市街地を核とした実質上一体の都市として総合的に整備、開発、または保全する必要がある区域

として、都市計画法に基づき定めるものでございます。

熊本都市計画区域については、指定都市であります本市を核とした2市3町で構成されておりまして、通勤、通学等によります交通や商業、医療といった都市機能など、日常生活圏としての一体性等から区域が定められるとともに、市街化区域と市街化調整区域を区分する、いわゆる線引き制度が導入されております。

議員御指摘の都市計画区域の再編につきましては、都道府県が広域的観点から適宜必要な再編を行うこととされておりまして、人口や産業の将来見通し等を勘案し、区域の一体性等から総合的に判断されるものと認識しております。

今後、TSMC進出を契機とした新たな開発等により、2市3町の社会的、経済的な結びつきは一層強まっていくものと考えられ、また、無秩序な市街地の拡大によります環境の悪化等を防止するため、引き続き熊本都市計画区域並びに線引きの維持が必要であると考えております。これらを踏まえ、令和7年度に予定しております線引き等の見直しにおきましては、県や近隣の1市3町と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 都市計画区域の外枠の許可権者は県ですが、熊本市都市計画区域を定めたならば、その区域内は熊本市独自で線引きを行うことができます。他の1市3町は4つで都市計画区域を定めてもよいし、1市3町はそれぞれ人口が1万人を超えていますので単独で都市計画区域を定めることもできます。2つでもいいし、3つでもいいし、4つでもいいし、その組合せは何とおりもあるのではないかと思います。

来年、令和7年が線引きの見直しとなりますが、その10年後にはその次の見直しとなります。長い目で見ると、熊本市の主体性を持った独自路線の方がよいという点が多々見られるので、今後、検討していただきたいと存じます。

以上をもちまして、準備した質問は終わりました。本日は真摯に御答弁いただきました市長、教育長はじめ担当局長、ありがとうございました。また、本日は御多用の中、傍聴に来ていただきました傍聴席の皆様方、インターネットを通じて御覧の皆様方、誠にありがとうございました。

これもちまして、私の質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。
(拍手)

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

上野美恵子議員の発言を許します。上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇 拍手〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。時間がありませんので、早速質問に入ります。

まず、暑さ対策です。

第1に、保護世帯と福祉世帯へのエアコン設置です。今年も昨年同様に過去最高気温を更新する猛暑の夏となりました。世界の平均気温も観測史上最高を更新しました。総務省消防庁も熱中症での救急搬送が1週間で1万人を超える週が続いたと報告、本市でも一昨年まで400人台だった熱中症による救急搬送が、昨年と今年は600人台へと1.5倍に増えています。

1、現時点での保護世帯数とエアコンがない世帯、エアコンが壊れている世帯、エアコンがあっても使用していない世帯数をお示してください。低所得世帯でエアコンを買えない世帯の状況は把握されていますか。

2、エアコンがない、あるいは壊れている世帯へは、市の責任でエアコンを直ちに設置すべきではないでしょうか。

第2に、学校体育館へのエアコン設置です。猛暑の中で2学期が始まりました。今や暑さはこどもの命に関わる問題です。今や国でも体育館へのエアコン設置の必要性を認識し、遅れた学校体育館の空調設置へ、学校施設環境改善交付金の補助率を特例的に2分の1に引き上げ、断熱要件をクリアすれば国土強靱化緊急対策事業債が活用でき、市の負担は4分の1です。緊急防災・減災事業債の活用でも市の負担は30%です。2025年度までが補助引上げの期限です。こうした国の積極的な支援を活用し、今こそ手つかずの体育館へのエアコン設置を進めるときではないでしょうか。

以上、市長に伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 まず、令和6年7月末時点における生活保護受給世帯数は約1万2,000世帯となっております。生活保護の新規申請時には、エアコンの設置状況等を確認しておりますが、生活保護世帯を含む低所得者世帯におけるエアコン未設置世帯数などの状況については、全てを把握しておりません。

次に、本市独自の助成制度の創設等につきましては、生活費のやりくりによりエアコンを購入している世帯との公平性や均衡性を十分考慮する必要があり、慎重な検討が必要と考えております。

なお、生活保護世帯につきましては支給要件が定められておりますため、全ての世帯を支給対象とするよう、現在、九州市長会及び全国市長会から国へ要望を行っております。今後も必要に応じ、社会福祉協議会の貸付制度を御案内するなどの支援を行ってまいります。

次に、学校体育館へのエアコンの設置についてでございますが、学校体育館の空調

設置につきましては、こどもたちの熱中症対策や防災面も含めた体育館の機能強化の観点からも重要であると認識しております。

しかしながら、現在、学校施設では、喫緊の課題であります外壁や屋上防水改修等の老朽化対策、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化に優先的に取り組んでいるところでございます。引き続き、国の様々な財政支援策や効果的な事業手法について研究してまいります。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 生活と健康を守る会の対市交渉では、電気代が怖くてエアコンが使えず、日中45度にもなる部屋の中で我慢している、エアコンを我慢していたら救急搬送になったなどの訴えがありました。市長は45度の部屋で生活ができますか、仕事ができますか。生活保護世帯、困窮世帯のエアコン未設置、未使用の状況すら把握ができていないのは大問題です。きちんと調査すべきではないでしょうか。答弁をお願いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 生活保護世帯の皆さんへのいろいろな状況については、それぞれ保護課等の担当がいろいろと伺っているところでございますので、そうした状況、個別のそれぞれの状況に応じながら、適切なケースワーカーの対応をさせていただきたいと思っております。

約1万2,000世帯の生活保護世帯全てにおいて全てを、例えばエアコンが故障したとかそういった状況をつぶさに把握するというのはなかなか困難な状況があると思いますが、議員御指摘のとおり、やはりこれは、最近の大変な暑さの中で皆さん方が熱中症等で具合を悪くされることがないように、適切にそういった空調施設を使っただけのような対応ができるように、しっかり支援等についても現場レベルでも検討させていただきたいと考えております。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 低所得の人がエアコンを買えないで電気代を心配するとき、立派な市役所の建て替えには700億円です。エアコンがなくて命が危ない人がいるときに、立派な市役所で仕事ができるようになって、職員の皆さんが喜べるでしょうか。

奈良県生駒市では、この夏、エアコンがない、使えない全ての生活保護世帯にエアコンを設置する事業を実施しました。こうした事業こそ真っ先にやるべきではないでしょうか。

次に、障がい者福祉についてお尋ねします。

今年度から福祉サービス報酬改定は、障がい者作業所に深刻な影響を及ぼしています。福祉サービスを提供する現場である作業所に稼ぐことを求め、A型作業所、特に中小零細の作業所では毎月大きな損失を計上する事態です。共同通信の調査では、今年3月から7月までの5か月間で、全国で329か所の作業所が閉鎖し、約5,000人が解雇、退職になったと報告しています。

一方、熊本ではきょうされんが今年4月末から5月に行った調査で、県下32事業所のうち12事業所が減収の見通し、減収となる事業所のうち、年間500万円以上の減収が7か所で3分の2、さらに毎月100万円、年間1,000万円以上の減収になる事業所が2か所あるということです。その一つ、熊本市内の事業所のお話では、障がい者は必ずしもフルタイムで働くことができず、1日四、五時間で週3回程度の就労を希望する人が多いそうです。当然、フルタイムで働くには売上げがなく不効率だということで、報酬が減算となります。障がい当事者の立場で多様な働き方、短時間就労を認めて、報酬が大幅に減額され、窮地に陥っている作業所が潰れたら、障がい者は行き場がなくなります。

第1に、大幅な国の報酬減額改定に対応して、障がい者と事業所を守っていけるよう、第7期障がい者福祉計画は見直し、見直し年度を待たずに計画を変更すべきと考えますが、いかがでしょうか。特に作業所の閉鎖を避けるため、年次別計画のA型、B型作業所の移行申請には柔軟に対応すべきではないでしょうか。

第2に、A型作業所は雇用契約で最低賃金を保障され、障がいを持つ人が一人の労働者として認められ、生きがいを持って働くことができる大切な場所です。それを守るため、市として最低賃金を保証するための助成ができないでしょうか。

第3に、国に対しては、今年度実施の福祉サービス報酬改定を元に戻し、稼ぐことを求める障がい者福祉の考え方を改め、一人一人の障がい者の持てる力が生かせる作業所となるよう要望していただけないでしょうか。

市長にお尋ねします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 第7期熊本市障がい者福祉計画では、障害者総合支援法に基づき、事業所の地域偏在等も考慮しながら指定事業所数の総量規制を行っておりまして、令和6年度から令和8年度まではこの計画に沿って進めることとしております。

また、2点目のA型作業所の最低賃金保証のための助成についてでございますが、就労継続支援A型事業所は、原則として事業収支で得た収益から障がい者の賃金を支払わなければなりません。そのため、収益を増すための取組として、本市においても施設商品販売会や共同受発注等の支援策を講じております。

3点目の国への要望についてでございますが、これまでも賃金総額を上回る収益を得られない事業所に対しましては、経営改善計画書の提出を求める等指導してきたところでございますが、今回の報酬改定では、事業収支や平均労働時間に応じた評価をする仕組みとなっております。

本市といたしましては、引き続き経営改善のための適切な指導と生産性の向上についての支援を行いますとともに、国に対しまして、必要に応じて利用者と事業所の現状や御意見を伝えてまいりたいと考えております。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 現場のことが分かっていないと思います。今にも閉鎖に至る事業所

があるのに何もしなくていいのでしょうか。作業所を潰して、障がい者の就労の場を奪う熊本市ではいけません。対応は待たないです。障がい者の居場所が奪われないような何らかの手を打つよう強く要望しておきます。

次に、雇用問題では、会計年度任用職員の処遇改善です。

1、総務省は本年6月に会計年度任用職員の事務処理マニュアルから、「連続2回更新を限度」の記述を削除しました。本市では連続3回更新を限度に公募を行っていますが、国が年限を定めた公募規定を削除した今、本市でも連続3回更新を限度の規定はなくすべきではないでしょうか。

2、交通局では、2004年度から運転士を、2006年度から技工士を退職不補充としてきました。結果として、2021年度以降、ほぼ全ての運転士が非正規職員となり、何とかやりくりしてきた技工職等でも、上熊本車両工場では会計年度任用職員を雇用せざるを得なくなっています。こうした状況が技術向上やモチベーションの向上に逆行し、相次ぐ重大事故発生という、あってはならない深刻な事態を招いています。その教訓を踏まえ、上下分離の中で職員を正職員化し、処遇改善やモチベーションの向上を図っていく方針です。

現在、熊本市は職員の約4割が非正規の会計年度任用職員です。交通局に限らず全ての職員が経験を積み、やる気を持って職務に当たるためにも、現業職を中心とした非正規当たり前、非正規のほとんどが女性職員であることから、男女賃金格差の要因ともなっているなどの問題を直視し、非正規職員の抜本的な解消を進めるべきではないでしょうか。

3、本市の会計年度任用職員でフルタイム会計年度任用職員として働く人がいます。昨年度106人で、常用的な雇用は市民病院と交通局ですが、交通局は上下分離で正職員化が行われます。市民病院は診療情報管理士、栄養管理士、薬剤師、保育士などの免許を必要とする方々であり、常時必要なフルタイム会計年度任用職員は、経験の蓄積や人材確保の点から正職員にしていくべきではないでしょうか。

市長並びに病院事業管理者に伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市の会計年度任用職員の採用に当たっては、原則公募によるものとしつつ、勤務実績が良好な職員については4年を上限として更新を行っております。

国は各自治体に対しまして地域の実情に応じた対応を求めています。本市といたしましては、上限を撤廃することで優秀な人材を継続して確保できるメリットがある一方、人材の固定化や新たな就労機会が少なくなるといったデメリットも考えられますことから、他都市の動向等も参考にしながら今後検討してまいります。

2点目の本市における非正規職員の抜本的な解消についてのお尋ねでございますが、非常勤職員の在り方につきましては、令和5年2月に策定いたしました第7次熊本市定員管理計画に基づき必要な常勤職員を確保していく中で、引き続き検討してまいり

ます。

〔水田博志病院事業管理者 登壇〕

○水田博志病院事業管理者 市民病院のフルタイム会計年度任用職員についてお答えいたします。

病院局の医療職職員につきましては、国の施設基準に基づいて職員を配置しています。施設基準は4年ごとに見直す診療報酬により改定されるものであり、改定された施設基準に迅速に対応するため、採用までに一定の時間を要する正規職員ではなく、フルタイム会計年度任用職員の任用で対応しているところです。

人口減少が進展する中、医療人材の確保は今後、より困難になることが予想されることから、施設基準で必要とされる医療人材の確保につきましては、順次正規職員での任用を進めています。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 病院局では正規職員での任用を進めるとのことですので、よろしくをお願いします。交通局の重大事故の連続発生に象徴される非正規雇用の増大によるマイナス面を直視し、正職員が当たり前の雇用へと改善を要望しておきます。

T SMCの進出では、J A S M第1工場が稼働目前、その隣接地で敷地32万平方メートルに第2工場建設の造成中です。しかし、地下水への影響やその他の課題の不安は残されたままです。

第1に地下水の枯渇では、県と市が協力して地下水の将来予測を行い、公表することが必要です。そのためにも、J A S M第2工場の取水量を明らかにさせ、第1、第2両工場で100%の再利用を求め、実行させるべきではないでしょうか。

第2に、熊本市の上水道は100%地下水で、地下水はまさに命の水です。その涵養域の保全是最重要です。8月、県知事は台湾を訪問し、J A S M第3工場の積極的な誘致に取り組んでおられました。しかし、浸透能が高いと専門家が指摘する高遊原地下水涵養域に第3工場を誘致すれば、地下水への影響は、取水と開発の両面から深刻な事態を招くことは避けられません。

J A S M第1工場、第2工場だけでも開発面積は53万平方メートルです。熊本市が推定涵養量の算定方法に用いているデータなどを参考に影響を試算すれば、53ヘクタールの開発で涵養量が年間73万立方メートル失われます。一方、第1工場の1日の取水量は8,500立方メートル、年間310万立方メートルがくみ上げです。くみ上げと涵養量減少による影響は、年間400万立方メートルを上回ると予想され、必要な涵養域面積は300ヘクタール以上になると思われます。

こうした現状を踏まえ、地下水を守ろうと思えば、第3工場は踏みとどまるよう、国・県へ要望すべきではないでしょうか。また、県に高遊原台地の新大空港構想や空港アクセス鉄道のトンネル工事などの大規模開発見直しを求め、本市でも東部地域の企業の進出などによる開発行為は抑制すべきではないでしょうか。

第3に、地下水汚染の面では、J A S M第1、第2工場をはじめ、今後立地稼働す

る半導体工場でのP F A Sをはじめとする有害物質の徹底した排出規制と情報公開を求めていると考えていますが、いかがでしょうか。

第4に、急ピッチで進む工場建設には、熊本市内からもたくさんの建設労働者の方が駆り出されています。しかし、労働環境の面では懸念の声が寄せられています。現地における労働者の実態を把握し、適切な環境の下に安全な工事が行われるよう、市として現状把握し、関係機関との連携を図っていくべきではないでしょうか。

以上、市長に伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 T S M C熊本進出に関わる4点の御質問に順次お答えいたします。

まず、工場で使用する水の取水量と再利用についてでございますが、J A S M第2工場の地下水採取量は、現時点での報道で年間約500万立方メートル、第1、第2工場合計で年間約800万立方メートルとされており、その削減や水の循環利用のさらなる促進については、熊本県とも連携して働きかけてまいります。

2点目のJ A S M第3工場の誘致と大規模開発の見直し等についてのお尋ねでございますが、J A S Mの第3工場については、先日、熊本県知事がT S M Cの本社を訪れ、誘致の意向を示したと伺っており、引き続き動向の把握に努めてまいります。

また、空港アクセス鉄道の整備や本市東部地域における企業進出等に当たりましては、地下水の涵養の促進に関する指針や環境アセスメントに基づき、適切な環境保全対策が行われるよう、今後も県と連携し、環境との調和が取れた開発を促してまいります。

次に、3点目の半導体工場における有害物質排出規制と情報公開についてのお尋ねでございますが、J A S Mで使用される有害物質については、製造に関する情報でございますが、本市ではどのような物質が使用されるのか、詳細に把握しておりません。仮に使用される場合には、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等に基づき、適正に管理されるものと考えております。

最後に、4点目の工場建設現場における労働環境についてでございますが、J A S M第1工場、第2工場ともに全国から集まった多くの建設関係労働者の方々が従事し、今後も24時間体制で工事が進んでいくものと想定されます。

建設現場における労働環境については、これまでも労働相談の実施や関係団体等との意見交換を通して把握してきたところでございまして、引き続き建設関係労働者の方々が適切な環境の下、安全に就労いただけるよう、県や国などの関係機関との連携を図ってまいります。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 涵養域の減少の面では、県と連携して開発を促すと言われましたけれども、それは地下水の保全に真っ向から反することを指摘します。労働環境では、国・県と連携するとのことですが、そのためには現状をしっかりとつかむべきです。どの問題も国や県任せでなく、市が主体的に向き合われるように要望しております。

次に、市役所の建て替えです。

まず、1番目の議員有志のアンケートに関わってお尋ねいたします。

8月28日、議員有志18名で行いました市庁舎建て替えに関する市民意識調査の結果を公表しました。市庁舎建て替えの方針決定に当たり、「市が市民の声に耳を傾けたか」の問いに対し、半数以上53%の市民が「耳を傾けなかった」と回答しました。市長は同じ日の記者会見で、市民の代表である議会に対し丁寧に説明していると述べられていました。しかし、議会に説明すれば市民への説明責任を果たしたことになるのでしょうか。

国土交通省は、長年にわたり、大型公共事業への国民の厳しい視線が注がれる中で、社会資本整備の説明責任向上行動指針を定めています。そこでは、国土交通省が果たすべき説明責任について、施策及び事業の必要性やそれらに対する取組などを国民に説明する、国民が知りたいことを伝える、国民とのコミュニケーションを図ると定め、説明責任の相手は国民であることを明確にしています。

1、国の説明責任向上行動指針にあるように、公共事業の説明責任を果たすべきは住民です。市長は、説明責任の相手先は納税者である市民だという認識はありますか。

2、公共事業の説明責任を果たすためにも、基本構想を策定し、既に基本計画、基本設計、実施設計の一体予算を提案している今、一刻も早く、市民説明の場を設け、市民に直接、市民が知りたいことを説明すべきではないでしょうか。

以上、市長に伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 市民への説明責任についてお答えいたします。

庁舎建て替えに限らず、公共事業を行うに当たりましては、その説明責任を果たすべき相手は市民の皆様であり、また市民の皆様の代表である市議会の皆様であると認識しております。

まずは、今般策定いたしました熊本市新庁舎整備に関する基本構想の内容や現庁舎建て替えの必要性について、より多くの市民の皆様へ御理解いただけるよう、市政だよりや動画配信、各種SNS等を活用した情報発信を行い、市民の皆様幅広く周知を行ってまいります。

また、新庁舎整備の検討に当たりましては、シンポジウムやワークショップ、アンケート、市民説明会、パブリックコメント等、様々な手法を用いて情報提供及び意見聴取に努め、あらゆる災害に対応でき、市民の皆様にとって使いやすく、訪れたい新庁舎となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 答弁されましたように、説明相手は市民と言われるのであれば、なぜ市民と直接向き合って説明されないのですか。私のシンクタンクは市民という公約をお忘れでしょうか。多額の税金をつぎ込む公共事業は、納税者である市民への説明責任こそ果たさなければなりません。そして、説明が正しいかチェックをするのが議

会です。これこそ地方自治の根幹、二元代表制のあるべき姿ではないでしょうか。

次に、財政で伺います。

1、616億円プラスアルファに増えた事業費が幾らまで増えるのか心配だという声
が多数あります。2020年1月に竣工した横浜市役所は基本構想の時点で603億円、プ
ラスアルファはありませんでしたが、完成したときは1,000億円になったそうです。
616億円プラスアルファは、事業費が大幅に増えることを議会に認めよということ
ですか。

2、地方財政法第4条では、地方公共団体の経費は、目的達成のため必要かつ最少
の限度を超えて支出してはならないと定めています。プラスアルファの事業費は、今
後、事業費がどんどん増えることを想定しており、地方財政法の趣旨を逸脱してい
るのではないのでしょうか。

3、9月2日の庁舎特別委員会の答弁で、設計費20億円、解体費90億円が幾らまで
増えるか見通せないことが分かりました。しかも本体工事費まで含めた総事業費は
616億円プラスアルファで、こちらもどこまで増えるか分かりません。急激な物価高
の中でどこまで増えるか分からない事業費を、市民にどのように説明されますか。

4、基本構想に記載された総事業費616億円プラスアルファの元利償還総額、市債
返還の最終年度並びに歳出予算における総事業費の財源内訳をお示してください。

以上、市長に伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 市庁舎建て替えに関する財政面についてのお尋ねに4点お答えいたし
ます。

基本構想におけます概算事業費のプラスアルファという表記は、資材や労務単価の
変動可能性や用地取得費及び建物補償費が未確定であることなどにより、今後も事
業費が変動する可能性がありますことから、より実情に即した表現となるようプ
ラスアルファと表記したものであり、現時点において今後の事業費の増加分までを
議会でお認めいただきたいという趣旨ではございません。

なお、今後の事業費の予算につきましては、その都度議会で御議論いただいた上
で議決をいただくことが必要でございまして、今回上程いたしました設計予算の
議決をもって、庁舎の建設事業全てが執行部に委ねられるものではないというこ
とを申し添えさせていただきます。

議員御懸念の総事業費につきましては、今後、経済合理性を念頭に、必要延べ床
面積の精査や労務単価、資材単価の変動など、要件の確定状況に応じて適宜見直
しを行うものでございまして、地方財政法の趣旨を踏まえたものと考えておりま
す。

新庁舎整備の概算事業費に関する説明に当たっては、基本計画、基本設計、実施
設計と検討を進める中で、より精緻な金額をその都度お示しし、市民の皆様にも
分かりやすい丁寧な説明に努めてまいります。

最後に、基本構想における概算事業費約616億円の財源内訳につきましては、国庫

支出金が約2億円、市債が約554億円、一般財源が約60億円と見込んでおきまして、市債発行に伴う元利償還金の総額は、借入金利を1.2%と仮定した場合、約629億円、市債償還の最終年度は令和35年度と見込んでおります。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 地財法の趣旨を踏まえた答弁されましたが、プラスアルファがついた事業費など、私は25年間市議会にいて見たことがありません。プラスアルファのついた事業費の提案が過去に、あるいは他都市でなされたことがありますか。答弁お願いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 今回、先ほども申し上げましたとおり、プラスアルファという表記については、事業費の増加分までを議会でお認めいただきたいという趣旨ではありませんので、そうした提案は行っておりません。

ただ、この資料の中で、そうしたいろいろな増加の要因等々も今後考えられるということをお伝えするという趣旨で、担当部局の方で検討して資料を作成した、このように考えております。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 答弁されませんでしたでしたが、地方財政法ではプラスアルファの事業費などあり得ません。どんな言い訳をされても、熊本市のやっていることは異常です。必要最小限に抑えるべき事業費がどんどん増えるアルファの記載は、脱法行為です。今後どれだけ増えるかわからない事業費を無責任に市民に押しつけるような不当なことは、絶対に認められません。

また、示された616億円の財源内訳は、歳出予算における借金額が554億円、これに一般財源を加えた614億円が市の負担額です。市長が答弁されたように、財源には地方交付税は入りません。よって実質的な負担255億円というのは間違いです。交付税措置で事業費が減るならば、緊急防災・減災事業債の活用で市の負担が30%に減る学校体育館のエアコン設置こそ、こどもたちのために優先してほしいものです。

しかも、答弁された起債の元利償還額629億円は、償還の完了が2053年、およそ30年先の孫、子の代まで続く借金払いです。さらに629億円の借金額にはプラスアルファ分が入っていません。その分、事業費、借金ともにさらに増えることも市民に言うべきです。市民からは、桜町再開発やその周辺に500億円も投資をしたばかりなのに、さらに1,000億円に増えるかもしれない市役所建設をやって大丈夫かの声があります。

横浜市は人口が375万人、一般会計の歳出規模は1兆9,000億円超です。本市の財政規模の約5倍です。横浜市庁舎整備費1,000億円と、本市は4,000億円の予算規模で1,000億円の庁舎整備をするのと比較しても、熊本市の庁舎整備の負担がいかに重いかは明らかです。

次に、6月に議員とマスコミに届けられた内部通報に関して伺います。

私は特別委員会で、公益通報者が指摘していた有識者会議の調査は公正、中立の立

場で客観的に行われるべきだと、日弁連の地方公共団体における第三者調査委員会指針を紹介しました。市は、日弁連の指針は第三者調査委員会等に弁護士が入ったときに、弁護士が踏まえる指針であると答弁しました。しかし、法律の専門家は、この指針は地方自治法に基づき設置される第三者委員会などに関わるもので、地方公共団体の行う調査も踏まえるべきであるというのが妥当、内容的に弁護士が関わる場合ということも書かれているが、一般的な内容も含まれており、全体が弁護士対象というわけではなく、地方公共団体の行う調査が踏まえるべき内容に、一部弁護士が入る場合の規定が入っている構造との見解でした。

その上で、日弁連の指針は、第三者委員会が踏まえるべき点として、第1に、事実関係者が調査に関与すれば、公正性、中立性を疑われるおそれがあるので、第三者委員会は利害関係を有しない者でなければならない。利害関係者とは、対象事案に関し、その関係当事者から意見照会等を受け、または助言、自己の認識、見解等を述べた人など。第2に、事実認定は第三者委員会が収集できた証拠で行う。第3に、第三者委員会の議事録は、目的に反しない限り公表する。第4に、地方公共団体に置かれる第三者委員会の事務局は、公正、中立の観点から、調査対象に利害関係のない部署の職員が望ましいと述べています。

内部通報は、分科会報告が市職員の不正な関与で作成されていると指摘しています。

1、市長が任命した有識者会議委員7名のうち6名は、有識者会議発足に先立つ5か月前に、庁舎整備に関する専門家意見聴取として意見を述べた指針がいう利害関係者です。これが客観的、公正、中立でしょうか。

2、6月議会の市長答弁で、有識者会議耐震性能分科会が工事記録を見なかったことが判明しました。専門家なら当然見るべき証拠を見ずに事実認定したことは、妥当な事実認定と言えるでしょうか。

3、目的に反しない限り公表すべき耐震性能分科会の議事録が非公開であるのは、日弁連の指針に反するのではないのでしょうか。

4、有識者会議の調査のサポートを庁舎整備の窓口である政策企画課が担ったことは、公平、中立の観点から問題ではなかったでしょうか。

以上、市長に伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 過去の一般質問や特別委員会における質疑でお答えしたことの繰り返しになりますが、まず、熊本市本庁舎整備の在り方に関する有識者会議は、本庁舎等の整備の在り方という本市の政策課題について、耐震性能を含め、多角的な視点でさらに慎重に検討を重ねるため、附属機関設置条例に基づき市が設置したものであり、耐震性能分科会は、本庁舎の耐震性能について専門的かつ集中的に議論する必要があるとして、有識者会議が設置したものでございます。

これに対し、日弁連が指針において想定しております第三者調査委員会の調査は、不祥事等が発生したことを契機として設置された委員会に、弁護士が委員として加わ

り、調査に関与する場合を想定しておられます。このようなことから、有識者会議は日弁連の指針が想定しております第三者調査委員会には当たらないと認識しております。

また、本庁舎の耐震性能につきましては、耐震性能分科会で2度の耐震性能調査結果が妥当かどうか検証いただいておりますが、検証に必要な資料は、委員の求めに応じて竣工図も含め全て提供し御確認いただいております。

なお、会議の非公開や資料等の取扱いにつきましては、法令及び条例に基づき適切に行っておりまして、耐震性能分科会の内容が分かるものとして、議事要旨を含む報告書及び全ての会議資料は適切に公開されております。

最後になりますが、先ほど申し上げましたとおり、有識者会議は本庁舎等の整備の在り方という本市の政策課題について、耐震性能を含め、多角的な視点でさらに慎重に検討を重ねることを目的としたものでありまして、その事務局を政策企画課が担ったことは適正な事務の執行であったと考えております。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 いろいろ言われましても、有識者会議と耐震性能分科会の審議や結論は、市民の目にどのように映っているのでしょうか。公正中立、事実に基づく認定、公開、いずれの点でも、耐震性能分科会への疑問は払拭されていません。内部通報が述べているように、正しくない組立てを行った事業は今後必ず禍根を残すという指摘こそ、真摯に受け止めるべきだと思います。

次に、市役所の位置の変更についてお尋ねいたします。

1、地方自治法第4条の規定に基づき、市役所の位置の変更は議会の3分の2の賛成を必要とする特別多数決で決められます。地方自治法逐条解説では、事務所の位置は住民の利害に関する点が特に大きいので、その決定、変更は慎重にさせるという意味であると解説しています。本市の場合は移転建て替えです。地方自治法の立場に立てば、市民への説明を尽くし、理解、納得を得ることが庁舎建設の大前提ではないでしょうか。

2、現庁舎の建つ手取本町1の1は、100年間市役所がある場所です。市民から、熊本城の目の前の一等地で、庁舎からの熊本城の眺めはすばらしく、かけがえのない公の財産という声がありました。市民の声をよそに、今年4・5月の市民説明会では決まっていなかった候補地が、6月には桜町への移転建て替え案、7月には中央区役所花畑別館跡地と、瞬く間に絞られました。

現庁舎は現地建て替えでしたが、各分野の意見を聞く公聴会や一般公募の公聴会も開かれ、1年かけて全員一致で今の候補地が決まりました。こうした経緯や100年の歴史を持つ市役所の場所の意味をどのようにお考えでしょうか。

3、位置条例の改正議案はいつ出されるのでしょうか。

4、場所が確定されなければ、基本計画はつくれません。桜町での基本計画をつくるため、用地買収は基本計画前に決まるのでしょうか。

以上、市長にお尋ねします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 市役所の位置の変更等についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、建設地選定につきましては、市民の皆様への説明を尽くし、御意見をお聞きしつつ、防災対応力、交通利便性、工期、事業費、今後のまちづくりなど、複雑多岐にわたる論点を踏まえて総合的に判断すべき案件であることから、市民の皆様のご代表であり、重要な意思決定に関する事件を議決する役割を担っておられます議会において、御議論いただくべきものと承知しております。

今後も、庁舎整備につきましては、市民の皆様へ理解を深めていただけるよう、積極的に情報発信を行い、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、現庁舎位置選定の経緯とこの場所の意味についてでございますが、さきの建て替えにおいても、様々な検討や議論を経て選定されたものと承知しておりますが、このたびの建設地選定に至るまでも、庁舎整備に関する特別委員会を中心に、約5年の長きにわたり様々な議論を重ねてまいりました。

また、現庁舎のある場所は、長い歴史の中で市民に愛され、親しまれてきただけでなく、まちづくりの要でもありますことから、庁舎移転後においても、跡地利活用等を通じ、さらなるにぎわいを生み出すよう取り組んでまいります。

次に、事務所の位置条例の改正時期でございますが、移転先において供用開始が確実に行われる見通しが立っている必要があると認識しており、事業の進捗に応じて、しかるべき時期に議案の提出を行いたいと考えております。

最後に、基本計画につきましては、建設地の特定ができれば、具体的な内容についての検討が可能でございますが、用地取得が直接影響するものではないと認識しております。

なお、用地取得の時期につきましては、来年度以降、土地の不動産鑑定評価及び建物移転料等算定のための調査に着手し、その後、熊本市公共用地等評価委員会などの所定の手続きを経て、新庁舎の着工までには取得を行うこととしております。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 市長は建設地を5年も議論してきたと答弁されました。しかし、位置条例の変更に議会の3分の2の賛成が必要となるのは移転です。移転こそ丁寧な説明、理解、納得が必要です。ところが、移転表明から僅か2か月、区役所の変更は僅か1か月半です。こんな短い期間で、移転という重要事項を決めていることを市民にどのように説明されますか。答弁をお願いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、移転のことにつきましては、議会でも様々な御議論をいただきながら進めてまいりました。特に庁舎の機能やそうした規模、こういったことも含めてですけれども、中心市街地のこのエリアで、できるだけにぎわい、それから拠点機能としての確保が必要であるというようなことも含め

て、いろいろな議会の皆様方からの御意見等々を判断した。その上で、NTT西日本の支店の跡地というものが、可能性としてこれが出てきたということでございまして、そういう意味では、こうした議論の中でいろいろとこれまで積み上げてきたまちづくりの機能でありますとか、庁舎の規模にふさわしいそういう立地性でありますとか、スペースでありますとか、こういったことについても議論してまいったところでございます。

今後、事務所の位置条例の改正については、今後の移転先において、供用開始が確実に行われる見通しが立っているべき必要があると認識しておりますので、事業の進捗に応じまして、しかるべき時期に議案の提出を行って決めてまいりたい、このように考えているところでございますので、今後も様々な御議論をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 全く答弁になっていません。

そこでお尋ねしますが、位置条例を改正しなければ、市役所の移転はできないのではないのでしょうか。答弁をお願いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 当然、今後、諸条件が整い、そして位置が確定したときに、位置条例を提案させていただきますので、それが可決しない限りは、位置というのは決まらないと考えております。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 答弁にありましたように、位置条例の改正抜きに市役所の移転建て替えを進めることはできません。議員有志のアンケート結果を解説された崇城大学の今井亮佑教授はマスコミ報道で、市民の意見が聞かれていないとコメントされていました。市長は最初の質問で、説明の相手は市民だと答弁されましたが、実際にやっていることは全く逆だと認識すべきです。現在、市役所建て替えの賛否を問う住民投票条例制定を求める直接請求の署名が始まっていますが、市長はそういう動きに至った市民の思いこそ受け止めるべきではないのでしょうか。

それでは最後に、市政の信頼回復についてお尋ねします。

相次ぐ不祥事や今年1月以降の市電事故の連続発生には、様々な声があります。とりわけ市電事故の相次ぐ発生には、理解し難いとの声が寄せられています。そういう中で、市長は8月1日、市電100周年記念式典で、市電の現在、安全第一の教訓は生かされているかとの題したプレゼンで、安全最優先に向けての決意を語られました。

ところが、今議会の開会前日、新たな重大インシデントが発生し、議会冒頭の陳謝となりました。相次ぐ不祥事や事故に対し、市政への信頼を回復するには何が必要なのか問われています。

第1に、相次ぐインシデントが発生している交通局の状況把握では、現場に足を運

び、状況を見て現状対策を把握されましたか。

第2に、8月29日から30日にかけて大きな被害が予想された台風10号については、全庁挙げての緊急の対応が行われました。避難所も含めて対応の現状をどのように把握されているのでしょうか。避難所となった学校現場へは、1か所でも足を運ばれたでしょうか。

第3に、昨年1年間の市長の出張延べ日数を宿泊・日帰り別に、併せて在宅勤務日数をお示しください。また、今年7月の宿泊と日帰り両方の出張延べ日数もお示しください。

以上、市長にお尋ねします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 まず、答弁に入ります前に、交通局において市電のインシデント、重大インシデントも含む様々なインシデントが起これ、市民の皆様に御不便、御不安を与えてしまっていることに、市政の代表者として改めてこの場をお借りしまして、本当に申し訳なくおわびを申し上げる次第でございます。

そして、交通局において、市電の運行トラブルやインシデントが多く発生していることを大変私自身重く受け止めておりまして、7月に私の方から交通事業管理者に対しまして、文書による嚴重注意を行わせていただきました。

交通局の状況につきましては、交通事業管理者を通じて適宜報告を受けておりますほか、休日には私自身も市電に乗車いたしまして、運行状況や、運転手やお客様を含む状況、職員の状況把握に努めているところでございます。今後は交通局にも足を運び、職員とのコミュニケーションの実施や状況把握、適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、台風10号への対応についてでございますが、事前の気象庁から情報に基づきまして、8月28日15時30分に水防本部を設置いたしますとともに、高齢者等避難を発令いたしまして、市内153か所の避難場所を開設いたしました。また、市民の皆様のを安全を最優先に考え、職員を災害業務に専念させるため、窓口業務を含む市役所業務を停止するなど、取り得る最大限の体制で対応に臨みました。

私も29日に登庁いたしまして、危機管理監等から気象情報をはじめ、被害状況や避難場所の情報など逐次報告を受けますとともに、午後からは水防本部に私自身も出向きまして、職員の災害対応の状況のほか、リエゾンとして派遣されました国土交通省の職員に今後の見通し等について確認を行ったところでございます。

また、30日には災害対策本部会議を開催いたしまして、各局長等から所管する施設の被害状況及び今後の対応等について報告を受けました。

3点目、出張と在宅勤務の日数についてでございますが、令和5年度の宿泊、日帰り合わせた出張延べ日数は103日、また在宅勤務日数は5日でございます。また、今年7月の宿泊、日帰り合わせた出張延べ日数は18日となっております。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 確認で1点聞きます。

ただいま市長は昨年度の、間違われたところですけども、在宅勤務日数を5日と答弁されました。しかし、私は以前、秘書課からいただいた2023年度の市長の勤務実績表で確認しましたら、昨年度は7か月間で延べ15日の在宅勤務という報告をいただいております。なぜ日数が違うのでしょうか。その年の8月は、お盆の前後だけでも7日間の在宅勤務で、休日を挟み8月9日から19日まで11日間在宅だったと報告がありますが、これはお忘れですか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 失礼しました。

昨年の在宅勤務のとき、私が鼻の手術で入院いたしまして、その後、療養しながら自宅で勤務しているということから、その中には、5日というものにカウントしていないということがございますので、病気の治療ということを含めて、以前の資料を出させていただいたのではないかなと考えておるところでございます。

今、確認しましたところ、改めて申し上げますが、令和5年度の宿泊、日帰り合わせた出張延べ日数については103日、また在宅勤務日数は5日ということでございます。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 病気治療で休んでいるのを在宅勤務と書くのは、偽りではないでしょうか。そんな資料提出をすれば、私たち議会が判断を誤りますし、そういう資料は議会との信頼関係も損ねます。しかもお盆を挟んで11日間も在宅勤務という、休日勤務になったそんな夏休みのようなものを勤務というふうに言われると、市民の皆さん、どんな思われるでしょうか。さらに、答弁された1年間で103日間の出張、休日を除けば1年の3分の1は熊本市にいない。今年7月に至っては18日間、1か月の3分の2が留守です。

先日、市民の方から手紙が来ました。しかも速達で。昨今の市職員の不祥事は目を覆うばかり、本当に非常事態だと思います。大西市長の動静は新聞紙面に載るが、本当に事あるごとに上京してばかり。そこまで頻繁に東京に行かないと遂行不可能なものかと疑問です。市役所にいないことが多いので、職員も気が緩んでしまっているのではないかというものです。

留守が多いだけでなく、答弁で驚いたのは、こんなにも交通局の重大インシデントが相次いでいるのに、市長が交通局に1回も足を運んでいないことです。これでは議会の陳謝は形ばかりです。出張するより何より、重大事案の発生している現場へ走って行って、現状を把握し、職員の生の声を聞き、再発防止に共に取り組もうという決意を共通にすることが必要ではないですか。

台風でも、29日は登庁だったようですが、学校現場には行かれていません。私は行きましたが、避難所の学校では避難所担当職員だけでなく、施設管理責任者ということで校長先生、教頭先生が2日間泊まり込みされたそうです。こうした現場の苦労を

実際に見ることが職員との一体感となり、信頼も生まれるのではないのでしょうか。

不祥事や事故の根絶には、当事者である職員との信頼が出発点のはずです。市民の理解もまた市民の信頼が出発点です。手紙にあったように、よそにばかり行かずに、地に足をつけて市民や職員と思いや情報を共有することは大切ではないかと思えます。そのことを指摘させていただきまして、質問を終了いたします。

○寺本義勝議長 質問時間を超過しておりますので、質問を終了願います。

○上野美恵子議員 以上で準備した質問を終わります。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時59分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

筑紫るみ子議員の発言を許します。筑紫るみ子議員。

〔15番 筑紫るみ子議員 登壇 拍手〕

○筑紫るみ子議員 皆さん、こんにちは。筑紫るみ子でございます。

今回、議員になり3度目の質問をさせていただけることに心から感謝申し上げますとともに、まだまだ残暑厳しい中、傍聴のために足を運んでくださった皆様、本当にありがとうございます。そして、インターネットで視聴いただいている皆様、ありがとうございます。それから、市長並びに執行部の皆様、よろしく願いいたします。では、早速、通告に従い質問に入らせていただきます。

1問目は、義務教育及び高等学校における外部講師の活用についてです。

私は以前から教育の中に、こどもたちが大人になり仕事に就く、あるいは家庭を持つといった年代になったとき、例えば資産形成をする際に悪質な詐欺の被害に遭わないよう、金融を含む経済の知識や政治に関心を持つことのおもしろさ、有意義さ、そして生活の根幹となる仕事選びのための知識などなどの基礎教育を、幼い頃から学校の授業で受けていれば、こどもたちの未来がつまずきにくく、もっともっと豊かな人生を送れるようになるのではないかと考えていたのですが、先日、近所にある小学校の校長先生に、このことについてお話をする機会をいただきました。すると、校長先生は大変共感され、こどもたちが社会に出たとき、つまずかないような教育は学校にもっと取り入れるべきではないかというお話で意見が一致しました。

では、私が考える、社会に出たとき最も重要で有意義な基礎教育授業を3つ挙げ、重要性の意義を説明します。

まず初めは、金融・経済教育についてです。

マスターカード社によるアジア太平洋地域の財務リテラシー指標調査によると、日本の金融リテラシーは14か国中14位と、アジア諸国中最下位となっており、また、日銀支援の金融広報中央委員会が実施した金融リテラシー調査の結果において、日本は30か国中22位とかなり後位につけておりました。さらに、日本国内における熊本県のランキングは47都道府県中第31位と、平均を下回る結果となっていました。

そして、同委員会が昨年行った金融リテラシーと意識・行動の実態調査結果によると、金融の知識が高い人ほど金融資産額も多く、金融詐欺の被害にも遭いにくいという結果が出たそうです。ちなみに、電話でお金詐欺という項目で、昨年度の熊本県においては約2億7,453万2,000円、そのうち熊本市は約1億2,310万円が被害金額でした。

このような実態に加え、成人年齢の引下げなどを受けてか、文科省は2022年4月より、高校の家庭科授業において金融教育の義務化を始めております。世界を調べてみますと、諸外国は小中学校から金融教育を行っている国が多く、イギリスにおいては3歳からの教育があるそうです。成人したとき、一人でも多くの人たちがつまずかず豊かな人生を送るために、一番必要となる経済観念を育てる教育を行うことは大変重要であると考えます。

そこで、本市においては高校だけに限らず、諸外国のように義務教育の中である小中学校の教育に取り入れるべきではないかと考えます。

次は、政治に係る主権者教育についてです。

国際統計データサイトによると、世界における日本の選挙投票率は194か国中133位でした。原因は複数あると思いますが、長期間高い投票率を上げている西欧諸国を調べますと、例えば若者層も常に80%以上の投票率を誇っているスウェーデンなどでは、本物の選挙時、未成年の学生たちに対し、国を挙げて模擬選挙を行っているそうです。

投票率が85%を切ると危機感を騒がれる北欧諸国では、政治家と市民の距離が近いと言われており、小学生から大学まで学生が政治家と直接話す機会が非常に多く、学校生活の中で、社会へ影響を与える方法や議論の仕方などが伝授されていくと言います。日本では、このような教育はまだまだ行われておりません。ちなみに、本県で行われた直近の県知事選挙投票率は49.6%という結果でした。私たちはこの現状に甘んじていてよいのかと真剣に考えます。

本市では中学生を対象としたこども議会を毎年度開催しており、政治参加に大変貢献しているという点で誇れるところですが、こども議会に生徒全員の参加はできません。政治は自分たちの手で変えることができるという希望や楽しみを、できれば全ての有権者に認識してもらうための布石として、あと一步踏み込み、西欧諸国のように通常教育の中で、若年層の政治参加の重要性につながる意識改革を促すことが最も有効な手段ではないかと考えます。

3つ目は、自然エネルギーの研究者や日本が誇る高い土木建築技術の研究者、ロボットやコンピューター産業技術の研究者など、日本における先進技術の研究者に技術

教育などの外部講師による出張授業を依頼する重要性についてです。

現在、日本の現状を見ると、30年前には日本が90%シェアしていた半導体技術が、いつの間にか近隣諸国に取って代われ、皆様御承知のとおり、台湾からTSMCが本県に大きな進出を果たしました。この進出が熊本に決まったとき、30年前を知る多くの皆さんは、なぜ日本ではなく台湾と疑問を持たれたのではないのでしょうか。

戦後、日本は戦時中を生き抜いてこられた先達のおかげで、奇跡的な復興を成し遂げたことにより、1980年代に入ると、半導体だけでなく、他のコンピューター技術や液晶技術、音響技術、船舶や鉄鋼産業から自動車産業などなど、世界を席卷するような技術を数多く持っていました。

ところが、いつの間にか、どの技術も他国に取って代われ、結果、企業の世界時価総額ランキングにおいて、35年前の平成元年、日本は23社もの企業がトップ50に入っていたのに、現在、日本企業は1企業も入っていません。さらに給料面においても、2014年、お隣の韓国は大卒の初任給約30.4万円に対し、日本は約20.6万円と大幅に抜かれ、差をつけられております。

これほど勤勉な国民性を持っているのに、もはや日本ではなぜか給料のデフレが起こっていると言っても過言ではない状況です。果たして日本はこのままでよいのでしょうか。皆さんは危機感を持たれていないのでしょうか。私は日本の未来がどうしても明るく感じることができません。一部の金融ジャーナリストは、日本はもはや後進国と公言している人もいる始末です。

これを打破するには、私は地方から変えていく地方創生こそが日本再生の第一歩であり、地方が大きな役割を果たす鍵となるのではないかと考えています。その観点において、特に教育は地方主導で独自に行うことができる施策の重要な一つと考えます。本市独自に、魅力のある日本の技術や研究などを教育の中で行い、小中学生のうちから日本の技術研究に興味を持たせることで、将来の貴重な技術者や研究者を育て、日本の国益に貢献できる人材をつくっていくことは、地方行政の特権であり役割ではないかとさえ思います。これ以上他国に差をつけられないためにも、こういった教育を地方の中で喫緊に実施するべきではないのでしょうか。

こういった考えの下に、外部講師による出張授業の重要性についてヒアリングを行ったところ、学校は資金不足でお金がかかる授業がなかなかできない状況との答えでした。そこで、私は、ではお金がかからないような授業をボランティアでやってくれる人はいないかと思い、ネット検索を試みると、まさに私が求めていたサイトを文科省が創設しておりましたので、少し紹介させていただきます。

文科省は昨年6月、他の官民から出張またはオンライン授業など、もろもろの教育授業を補完できる「学校と地域でつくる学びの未来」というサイトをアップしていました。内容は、未来を担うこどもたちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携、協働することが重要として、たくさんの無料または交通費のみで大人も受けたいような多岐にわたる分野の外部講師による授業が提供され

ていました。

その中でも関心を持ったのは、私的に熱望していました地熱発電の出張授業も含まれていたことです。地熱発電は自然エネルギーの分野において、日本は世界第3位のポテンシャルを持っていて、御存じのように本市にも温泉地があります。

そこで、私は地熱発電の権威である九州大学の西島教授に会って話を聞いてきました。教授は最後に、残念ながら、地熱発電の研究者は少ない、年々研究費も落とされているので、必然的に魅力発信も少なく周知できていない、まずは子どもたちに興味を持ってもらいたいというお話をされました。そして、要望があれば出張授業もしますともおっしゃっていただきました。

しかしながら、西島教授に依頼すると、授業料、交通費などが発生します。が、当サイトにはエネルギー・金属鉱物資源機構が「地球の熱を電気に変える！！地熱発電」というタイトルで、日本における地熱発電の可能性と魅力を大きく発信されており、全て無料で授業が受けられるようになっています。

また、金融・経済授業に至っては、20を超える企業のほとんどが、授業料無料で提供されています。ほかにも、社会で求められているコミュニケーション能力であるEQ力を身につけることができる授業や夢実現の啓発授業、不登校などメンタルに傷を持つ子どもたちに受けてほしい子ども睡眠授業など、多様な分野の授業プログラムが、このサイトを通じてほぼ無料で受けられます。しかしながら、このサイトは小中高の先生方にあまり周知ができていないようで、私が聞いた先生はまだどなたも御存じありませんでした。

そこで、教育委員会にお願いしたいのは、当サイトなどを各学校に改めて大きく周知していただくなどの策を講じ、公民連携授業の重要性を大きく示して、こういった特別授業の活性化を図っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。現在の授業状況も併せて、所感と方向性をお示してください。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 社会に出たときのための基礎教育ということで3つ内容がありましたので、順次お答えいたします。

金融経済教育については、令和4年度から高校で金融教育が必修化されております。背景には、成年年齢が引き下げられ、18歳から一人で契約ができることや、消費者被害が低年齢化していることなどがあり、今後、金融教育の重要性はさらに高まると考えております。

小中学校においては、社会や家庭科の授業で消費や労働、市場経済、貨幣の役割等を学習し、高校の金融教育につながる基礎的な学習を行っております。ただ、議員御指摘の資産形成を含めた金融リテラシーを高める教育までは至っていない状況にあります。

政治に係る主権者教育については、現学習指導要領では高校で共通必修科目、公共が設置され、小中学校においても各学校段階での主権者教育に関わる内容の充実が図

られたところです。小中学校においては、児童・生徒の主権者意識の涵養に向け、社会科や特別活動等で、発達段階に応じた主権者教育を推進しております。

本市では、自分たちの決まりは自分たちでつくって、自分たちで守るという民主主義の基本を身につけながら、自ら判断し行動できる児童・生徒を育成することを目的として、全ての小中学校において児童・生徒が主体的に校則を見直す取組を行っております。

研究者による出張授業については、外部講師については、小中学校の授業で積極的に活用しておりますが、スポーツや音楽、伝統文化等の内容が多く、先進技術の研究者による授業は少ない状況です。児童・生徒の多様なニーズに対応した教育を推進するため、さらに専門分野の対象を広げた外部講師の活用を検討してまいりたいと考えます。

〔15番 筑紫るみ子議員 登壇〕

○筑紫るみ子議員 教育長、ありがとうございます。

校則を自分たちでつくるというのは、まさに政治参加の素地ができるという点で、改革の第一歩を踏み出している感があります。聞くと、日本ではまだ本市のみであるこの制度を策定された職員の皆さんの、子どもたちに対する熱い思いも感じました。心から感謝いたします。

我が熊本市で教育を受けた子どもたちが成人したとき、人に流されるのではなく、全てにおいて自分の頭で考える大人に育ち、しっかりと自立した豊かな人生を歩んでいってくれることを願います。

それから、これはお願いなのですが、本年も6月の間、2週間にわたって小中学校の教科書展示会が行われましたので、私も幾つかの展示場に何度か足を運んだのですが、残念なことに全教科がそろっていたのは、9会場で2会場のみでした。意見書の投函箱もありましたが、全教科がない会場では意見の書きようもありませんでした。

それと、私の周辺でも、期間が短過ぎるという意見が多くありました。福岡に住む友人の議員によると、福岡県は3週間あるそうです。この期間について聞いてみると、教育センターに行けば年間を通して教科書の閲覧ができるとのことでしたが、時期を超えると教科書採択に間に合わなくなります。この件を教育センターに質問したら、全てが県の采配であるということでした。

そこでですが、1点目、教育委員会から県に対し、全教科書がそろっていない会場には、閲覧に来た人が一目で分かるように、この会場には全部の教科書がありませんと明示していただく、2点目、展示期間の2週間を来年度からぜひ3週間に延長してほしいという、この2つの項目をぜひとも進言していただけないかと思います。ちなみに、私自身も県に対し、この要望を電話で伝えましたが、ぜひ本市からの要望としても提案していただければと思います。よろしく願いいたします。

次は、フリースクール通学生家庭への補助金制度の設立についてです。

まず、その前提として、本市の小学校及び中学校に在籍がある児童・生徒の総数、

不登校児童・生徒の総数、教育支援センターフレンドリーに登録されている人数及び実際通われている1日の平均利用者数、フレンドリーオンラインに登録されている人数及び利用している1日平均の利用者数、社会につながっていないと思われる児童・生徒の総人数、不登校生徒のうち民間のフリースクールに通っている児童・生徒数を把握されていれば、その総人数、以上を教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 お尋ねのありました児童・生徒数等についてお答えいたします。

本市の小中学校の在籍者数は、令和5年5月1日現在で小学生4万217人、中学生1万9,515人、そのうち不登校の児童・生徒数は小学生1,213人、中学生1,792人でした。

教育支援センターフレンドリーは市内に6か所設置しており、令和5年度の登録者数は小学生26人、中学生52人であり、1日の利用者数は平均で約33人です。

令和5年度10月時点におけるフレンドリーオンラインの登録者数は、小学生79人、中学生189人で、1日の利用者数は平均で小学生約25人、中学生約73人でした。

令和5年度、100日以上欠席のあった児童・生徒のうち、学校以外のつながり先について把握できていない者は、小学生82人、中学生274人でした。

また、学校が把握しているフリースクール等につながっている児童・生徒は、小学生160人、中学生165人となっております。

〔15番 筑紫るみ子議員 登壇〕

○筑紫るみ子議員 教育長、ありがとうございます。

続きの質問になりますが、次は市長にお尋ねしたいと思います。

不登校児童・生徒の学習支援について、本市教育委員会の職員の方々がそれぞれの立場で並々ならぬ努力をされていること、その結果、数年にわたり、フレンドリーの利用者数も増えてきていることは、私自身、数回にわたりフレンドリーの視察や説明をいただききましたので、重々承知の上であえて質問させていただいております。

今、答弁いただいたように、児童・生徒が無料で利用できる本市の不登校支援制度よりも、多くの生徒たちが有料の民間フリースクールに通っている現実があります。これは民間の教師の方々が、学校によっては20年以上をかけて培ってこられた不登校生徒への支援ノウハウがあるからだろうと推察します。しかしながら、授業料が払えなくてフリースクールに通うことができない児童・生徒も多々存在していると聞き及んでいます。

そこで、私からの提案は、不登校が原因でフリースクールに通う児童・生徒の家庭に授業料などを補う補助金を援助する制度の設立です。以下、理由を述べます。

先日、私はある民間フリースクールの視察をさせていただいたのですが、その学校は生活保護を受けていらっしゃる家庭の児童・生徒に対し、今年3月まで一月の授業料を無料、低所得者の御家庭には1万5,000円、その他の御家庭については2万円だったそうです。が、どうしても維持費の採算が合わず、この春から全ての家庭に一律

2万5,000円の値上げをしたところ、やはり一部の児童・生徒が通学困難になったそうです。

ちなみに、このフリースクールは、こどもの好きを向上させる探求型教育に加え、学力面にも力を入れておられるため、日本最大難関と言われる東大への合格者も排出しています。そのフリースクールにお勤めの先生の話でこういうものがありました。

前日も値上げ前まで授業を受けていた児童・生徒の保護者から電話があり、そちらのフリースクールに行かせたいけれども、経済的に無理だと相談を受けたそうです。その保護者は生活保護の受給家庭だったのですが、相談されたお母さんが電話口の向こうで泣いていらっしまったそうで、担当の先生も私に話をしながら、どうにもできなくてつらいと涙を流されていました。

ほかにも、フリースクールを経営されている何人かの先生から、不登校家庭への補助金制度はないのでしょうかと尋ねられました。調べてみると、上記の制度は既に多くの自治体が始めていて、ざっと調べただけでも既に約50の自治体がこの制度を策定し、予算をつけておりました。その中でも、滋賀県や京都府にある多くの自治体は、フリースクールに通うこどもを持つ家庭に対し、1人のこどもに付最高月4万円を支給されています。

熊本市第8次総合計画を読むと、全てのこどもの最善の利益を確保するため、困難な状況にあるこどもや子育て家庭を支援する取組を進めるとともに、こどもを主体とした教育を推進しますとあります。

以上のことなどを鑑みると、やはりフレンドリーでは補完できていない児童・生徒もいるという現実がある以上、全てのこどもの最善の利益を確保するためには、最優先でフリースクール通学生家庭への補助金制度の体制を整えるべきではないかと思えます。

以上を踏まえ、市長のお考えをお示してください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 フリースクール通学支援補助金についてのお尋ねにお答えいたします。

全国20の指定都市の中で、2つの指定都市がフリースクール等への補助金を、6つの指定都市がフリースクール等へ通う保護者への経済的支援を行っております。

本市では、本年度からフリースクール等との意見交換の機会を設け、活動内容や課題の共有を行っております。今後も引き続き連携しながら、支援の在り方については研究してまいりたいと考えております。

〔15番 筑紫るみ子議員 登壇〕

○筑紫るみ子議員 大変残念です。

実は前回の一般質問で同じ質問をするためにヒアリングをお願いしたところ、教育委員会からの回答は、フレンドリーがあり、その中で工夫を練っているところなので、補助金の制度の予定はないとの返事でしたので、見送っておりました。ですので、今回は2回目のヒアリングとなりました。他の自治体を調べると、本補助金は困窮家庭

への援助という性質も含まれるため、中には福祉局やこども局とも連携した複合的な予算組みをしている自治体もあるようです。

多くの方が共感されると思いますが、小中学校時代の記憶は鮮明で、この頃に人生の方向が決まると言っても過言ではない、生涯で一番大事な時期だと思います。大人になるまでに自信が持てる、あるいは自己肯定ができる人間になる、そしてさらに希望を持てるメンタルをしっかりと養う、これらを学生のうちにクリアして社会に出れば、つまり機会も激減するのではないかと思います。

本市に住むより多くの子どもたちが熊本市で育って、教育を受けて、本当によかったと思ってもらえる、そして大人になってもこのまちに住みたいと思ってもらえる熊本市になるため、私はこの案件は今後もあきらめずに提案していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次は、各局連携による複合施設についてです。

昨年、私は東京都豊島区役所に市庁舎建て替えの件で視察に行きました。豊島区役所は隈研吾デザインの新庁舎を、実質ゼロ円ベースで建て替えております。もちろん経済的な立地条件が段違いに異なるため、このまま応用というわけにはいきません。熊本市の在り方を考えますと、そういうわけにはいきませんが、かなり複雑な工夫をしてゼロ円庁舎を実現されていました。

そのベースになったのが、公民連携による複合施設でした。調べてみると、計画に要する時間は長期になりますが、建設用地と費用面においてかなりの福利をもたらすことができる大変効率に優れたマネジメントができるということで、公民連携による複合施設を全国の自治体では、現在どのような形態で行われているのかを調べた上で、本市の現状についても話を聞いたところ、つい先日、大和リース株式会社とまさに当該案件の協力協定を結んだというお話を聞きました。

そこで質問です。本協定の内容や今後の展開を、財政局長、分かる範囲でお示してください。

〔原口誠二財政局長 登壇〕

○原口誠二財政局長 公民連携についてのお尋ねにお答えいたします。

本市では、公共施設等総合管理計画を策定し、資産総量の適正化や施設の長寿命化の推進、公民連携手法の活用等による施設運営に要する総コストの削減等に取り組んでいるところでございます。

そのような中、本年7月に大和リース株式会社と公民連携に関する協定を締結し、本市における諸課題に対応していくことといたしております。具体的には、公民連携手法を用いた市有財産の利活用等に係る助言、また人材育成に関すること等について連携することとしております。

本市といたしまして、公民連携に関する協定は今回が初めての試みであり、今後、この協定を生かしながら、職員の意識啓発を目的とした講習会等の実施、施設の整備や管理に係る先進的な取組について研究を進めるなど、公共施設マネジメントを着実

に推進してまいりたいと存じます。

〔15番 筑紫るみ子議員 登壇〕

○筑紫るみ子議員 ありがとうございます。

本連携協定の締結を知った後、本市職員の数名に本契約について尋ねてみたところ、まだほとんど認知していない方が多いようでしたので、これを機に周知できればと思い、局長に内容を示していただきました。

続きます。

本市も既に幾つかの公民連携を行っていますが、例えば学校施設を新しく建設する際、高齢者施設などを一つにした多世代型の複合施設に変えるといったような取組は、まだなされていません。公民連携について今回改めて調べてみると、全国共通で自治体組織の組み方が全て縦割りのため、横の連携が難しく、取りかかりがかなり面倒であることなどから、なかなか連携ができていないという現状が他の自治体でも多く起きているということも分かりました。

この件に関連して、私は先月、東京都武蔵野市の視察をしてまいりました。武蔵野市は20年前、駅前に公民館と図書館と青少年センター、幼児施設、ワーキング施設、スポーツスタジオなどに、図書館一体型のカフェの入った大型複合施設を設置されています。ここを造る際も、管内では横の連携が難しかったため、外部に事業団をつくって、市の職員を本事業団に派遣する形で、民間との連携を果たしたとのことでした。

また、千葉県市川市や京都府宇治市ほか複数の自治体では、保育所、小学校、公民館、デイサービスや高齢者ケアハウス、また文化ホールなど、福祉型居住施設、文化施設などを一つの建物内に集約させた公民連携複合施設を建立し、多世代方が交流できるイベントを活発に行っているそうです。保育所や小学校を高齡化施設と一体化したことにより、成果として多世代の交流が生まれたとのことでした。

そのため、あってはなりません、万が一、今後、本市において有事により避難を余儀なくされたとき、まち全体の人々が今よりもっと顔見知りになっていれば、あそこに住んでいるおじいちゃんに来ていないなどといった思わぬ二次的な福利も出てくると考えられます。また、警備という点において、現在、空白状態である学校なども、文化ホールなど警備員が常駐する施設と一体化すれば、かえって安全性も担保され、犯罪の抑止力にもなるのではないかと予想されます。

今後、こういった多世代交流型の地域づくりをしていく上でも、大変合理性に優れた建物づくりによって、経費削減や経済効果、敷地の削減もできるという、本市には一石何鳥もの合理化が実現できると予想できますが、各局職員の方たちから話を聞くと、なかなか計画が進んでいないようにも見受けました。ちなみに他の自治体を見ると、地方創生部などに公民連携推進課という名称で設けている自治体が多く見受けられました。

今回、この質問をするために様々な形でリサーチしましたが、総体的に見ると、計画に時間がかかること以外のリスクはほぼなく、費用対効果の高い成果が得られる手

法であるという認識に至りました。そして、現在ほどの自治体も公民連携での施設づくりが常になりつつありますが、本市にはこういった連携のための課は設置されているのでしょうか。

担当局長、お示してください。

〔原口誠二財政局長 登壇〕

○原口誠二財政局長 施設整備における庁内各局の連携についてお答えいたします。

本市における公民連携手法に関する事項につきましては、財務部資産マネジメント課が担当しておりまして、公民連携手法の活用推進に関することをはじめ、副市長を本部長といたします熊本市公共施設マネジメント推進本部の事務局として、公共施設等総合管理計画に基づく事業について、関係各局の相互に連携した取組を推進しているところでございます。

これまでに、PFIを活用した金峰山少年自然の家の整備事業における森林学習館機能の複合化、また高平団地・大窪団地の建て替え事業における市営団地の集約化等を行うなど、全庁的な議論の下、公民連携手法を活用した施設整備を進めているところでございます。今後も公共施設のマネジメントにつきましては、庁内連携の下、公共施設等総合管理計画の着実な推進に努めてまいります。

〔15番 筑紫るみ子議員 登壇〕

○筑紫るみ子議員 ありがとうございます。

熊本市公共施設マネジメント推進本部にぜひ大和リースの情報を生かして、各局連携し、また民間も視野に入れ、ぜひとも多世代型交流施設などを設置していただき、第8次総合計画にもある「市民生活を守る強くしなやかなまち」、そして「だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち」を目指し、コスト削減や用地などの合理化を図っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次は、深刻な技術職員不足の解決についてです。

前議会の質問において田中敦朗議員が挙げられた、土木課をはじめとした深刻な職員不足の件についてお尋ねいたします。

私自身、昨年、地元住民の方々の要望を受けて各課に相談したところ、事案自体は快く受けていただくのですが、土木事業などが必要な場合などには、特に職員不足で時間がかかることが多いように見受けられました。そこで、改めて前議会で田中議員が御指摘されたように、恒常的な技術職員不足が深刻であることを確認、認識していたところでした。

そこで、私は今回、あと一つ踏み込んだ解決に向けての提案を、他自治体の取組などを参考に提示したいと思います。

例えば京都府京丹後市では、昨年度から、土木・建築職の就学過程で受けられる就学資金貸与制度というものを採用しています。内容は、大学などで土木・建築系の学科に在籍または予定の学生に対し、月額5万円、合計すると1人に付年間60万円の就学資金を無利子で貸し付けるという制度です。卒業後は京丹後市職員として採用し、

なおかつ継続して10年間業務に従事すると、全額返済免除という特典をつけています。ちなみに現在はまだ1年目でもあるため、1名の学生に貸与中、今後はもっと周知をして成果を上げていきたいとのことでした。

それから、これは私の案でございます。統計を見ると、Uターンで一番希望が多いのはネット世代の20代から40代前半が大半を占めておりますので、例えば実際Uターンや転職などで本市役所に再就職をしている職員のインタビューや、民間と違いリストラがないこと、地域貢献ができる有意義な仕事であることなどを、「熊本に帰っておいでよ」などのようなタイトルで、心にしみる、またはポジティブかつ遊び心のあるポップな展開で、若い世代が好むような就活動画を作り、ユーチューブ公式チャンネルと並行して、求人の特化したPR動画のネットCMを打ってはいかがかと思いません。

成功した例を挙げると、観光分野ですが、お隣の大分県別府市はかなり奇抜な展開の動画で、現在、ユーチューブ上において597万回の再生数を果たしております。ユーチューブなどの動画前にある広告動画は、かなり大きな効果も見込めるのではないかと思います。

どれもこれも予算が必要になるため、やりくりが大変だとは思いますが、こういったアイデアを企画立案し、大きく踏み込んだ政策で、人員確保に向け今後計画していただきたいと思いますが、総務局長、現在の状況と今後の取組について所感をお示しください。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

○津田善幸総務局長 技術職員の人材不足につきましては、本市でも大きな課題と認識しており、これまでプロジェクトチームを設置し、県内外の大学生、高校生へのリクルート活動や現場見学ツアーなどの取組を行ってまいりました。また、本市主催でセミナーを開催したほか、熊本市公式アカウントによるユーチューブやInstagram、テレビ番組等による情報発信を行うとともに、内定者に対しましては採用前交流会を開催しております。

さらに、今年度は従来試験日程に加え、試験日程の前倒しや専門試験のない早期枠を設けるなど、受験者層を拡大し、より多様な人材確保に努めているところでございます。今後も、議員御提案の動画広告を含め、効果的な広報活動や試験制度の見直しを検討するなど、引き続き技術職員確保のために取り組んでまいります。

〔15番 筑紫るみ子議員 登壇〕

○筑紫るみ子議員 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、自治体職員は地域貢献という観点からも、大変意義のある職種であると思います。多くの日本人が持つ献身的な精神性を発揮できるすばらしい職業であり、また、民間のようにリストラもないという優位性も備えておりますので、様々な工夫で、ぜひとも多くの方に本市職員になることの魅力をアピールし、本市職員の希望者が増えることを願います。

最後の質問です。

昨日、落水議員が指摘された新型コロナワクチンについて、私はホームページの表示の件で質問したいと思います。

まず、その前提として、熊本市に報告があった新型コロナワクチンの症状、事例についてお尋ねです。本市のホームページに掲載されている「新型コロナワクチン副反応について」の中で、ワクチン接種との因果関係が否定できないと思われる申請の項目に、死亡12名、傷害3名とありますが、それぞれの症状を具体的にお示してください。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 予防接種法に基づき、医療機関等から国を通じ、本市に報告された定期または臨時の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状、いわゆる副反応疑い報告につきましては、新型コロナワクチンでは196件が報告されています。

そのうち、死亡12件の症状の内訳は、頻脈、慢性心不全急性増悪、間質性肺炎、無呼吸、肺胞出血及び血栓性血小板減少性紫斑病、脳梗塞、脊髄炎、酸素化低下であり、症状の未記載が4件となっております。

また、障害3件の症状の内訳は、間質性腎炎、急性間質性腎炎及び末梢神経障害です。

〔15番 筑紫るみ子議員 登壇〕

○筑紫るみ子議員 ありがとうございました。

令和4年、高知大学医学部皮膚科の研究チームから、新型コロナにおけるmRNAワクチンの初回接種より2週間後に発症した帯状疱疹が、2回目接種に伴ってさらに増殖し、3か月もの長期間、病状が続いたという症例の報告がありました。検査の結果、当該の帯状疱疹組織に新型コロナワクチンのスパイクたんぱくが検出されたことから、ワクチンの副作用としてmRNAワクチンのスパイクたんぱくが皮膚病態に関与している可能性を示唆しました。皆さん御存じのように、帯状疱疹は命の危険もある重篤な疾患の一つです。

ほかにも、mRNAワクチンの製造過程ではスパイクたんぱくの遺伝子を組み込むとのことですが、これが発がん性遺伝子や心筋炎の病原などを活性化してしまうという研究を、アメリカのメディカルゲノミクス社など複数の研究機関が報告しています。こういった研究を踏まえ、現在は日本でも多くの研究者や医師などが、mRNAワクチンの接種を疑問視し始めていて、現在、全国で約600名に上る医師と5,000名を超える医療関係者が同ワクチンの警鐘を鳴らしております。

また、それに伴い、ホームページ上で副反応を明示している自治体の多くが、今まさに答弁された内容など、死亡や重篤な病状の元となったこれら副反応の病状を個別に色分けしたり、また、ある自治体は30ページを超えるPDFを作るなどして、大きく目につくように表示するなど、明確化に相当な工夫がなされているようになりました。

特に心筋炎、心膜炎やアナフィラキシーなど命に関わる重大な副反応については、

誰にでも一目で分かる副反応の危険を色別に大きな文字で書くなど工夫を施し、かなり具体的に掲載してある自治体が多く見受けられます。本市においても、ぜひとも色分けなどして、具体的に大きな項目として取り上げて明示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉局長、よろしくお願いいたします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

- 林将孝健康福祉局長 予防接種では、市民の皆様の予防接種及びワクチンに関する理解に基づき、自らの意思で接種を御判断いただくことが重要であると認識しております。市民の皆様に予防接種等に関する理解を深めていただけるよう、ワクチンの種類ごとの有効性及び安全性のほか、副反応に関する情報等について分かりやすい情報提供に努めており、議員御提案のホームページのさらなる充実にも取り組んでまいります。

〔15番 筑紫るみ子議員 登壇〕

- 筑紫るみ子議員 ありがとうございます。

実際、私の母の話です。2回目の接種前までは大した病気もなく、また大変元気だったのですが、2回目の接種後、次の日からうちの母は突然起き上がれなくなりました。今回のワクチンは治験の期間が大幅に短縮され実現したワクチンと言われております。現にアメリカでは、幾つかの州が重篤な副反応を隠蔽して認可させたとして、ワクチン製造会社を相手取り、訴訟を起こしているとロイターなど各社が報道しています。

こういった現状もありますので、前回も申し上げましたが、市民全ての世代がしっかりとメリット、デメリットの情報をいち早く入手し、より正確な判断ができるようなホームページづくりをお願いしたいと思います。

私の質問は以上となります。

最後に、私の所感を若干述べさせていただきます。

新庁舎に係る費用対効果に関し、長いスパンを見たとき、民間銀行の試算どおり経済的に上回るのであれば、市民の負担はマイナスからプラスに転じますので、庁舎建設は私はとても歓迎するところです。しかしながら、私の願いとしては、新庁舎が建立された際に、絵で例えますと、立派なフレームである新庁舎よりも、中にある絵にはより立派で充実した行政が描かれている熊本市に既になっていることです。

市長並びに執行部、そして職員の皆様、一人一人の市民に寄り添う、より一層寄り添うために、今後さらなる努力でますますパワーアップした行政を充実していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それから、登壇の最後に、高いところから恐縮ですが、市長並びに執行部の皆様、真摯な答弁をありがとうございました。そして、今回質問に関わっていただいた職員の皆様、御尽力に感謝いたします。そして、平日のお忙しい中、傍聴に来ていただいた皆様、インターネットを御覧になっている皆様、最後まで御視聴いただき、本当に

ありがとうございました。感謝でいっぱいでございます。

あしたは土曜日です。お休みの方も多いかと思います。皆様、どうぞよい週末をお過ごしください。ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

9月7日、8日の両日は、休日のため休会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、9月7日、8日の両日は、休会することに決定いたしました。

次会は、9月9日（月曜日）定刻に開きます。

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時51分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年9月6日

出席議員 47名

1番	寺本義勝	2番	大 寫澄雄
3番	村上 磨	4番	瀨尾誠一
5番	菊地渚沙	6番	山中惣一郎
7番	井坂隆寛	8番	木庭功二
9番	村上誠也	10番	古川智子
11番	荒川慎太郎	12番	松本幸隆
13番	中川栄一郎	14番	松川善範
15番	筑紫るみ子	16番	井芹栄次
17番	島津哲也	18番	吉田健一
19番	齊藤 博	20番	田島幸治
21番	日隈 忍	22番	山本浩之
23番	北川 哉	24番	平江 透
25番	吉村健治	26番	山内勝志
27番	伊藤和仁	28番	高瀬千鶴子
29番	小佐井賀瑞宜	30番	田中敦朗
31番	高本一臣	32番	西岡誠也
33番	田上辰也	34番	三森至加
35番	浜田大介	36番	井本正広
37番	大石浩文	38番	田中誠一
39番	坂田誠二	40番	落水清弘
41番	紫垣正仁	43番	澤田昌作
44番	満永寿博	45番	藤山英美
47番	上野美恵子	48番	上田芳裕
49番	村上 博		

説明のため出席した者

市長	大西 一史	副市長	深水 政彦
副市長	中垣内 隆久	政策局長	三島 健一
総務局長	津田 善幸	財政局長	原口 誠二
文化市民局長	早野 貴志	健康福祉局長	林 将孝
こども局長	木 櫛 謙治	環境局長	村上 慎一
経済観光局長	村上 和美	農水局長	金山 武史
都市建設局長	秋山 義典	消防局長	平井 司朗
交通事業管理者	井 芹 和哉	上下水道事業者 管 理 者	田中 俊実
教育長	遠藤 洋路	中央区長	土屋 裕樹
東区長	本田 昌浩	西区長	石坂 強
南区長	本田 正文	北区長	吉住 和征
病院事業管理者	水田 博志		

職務のため出席した議会局職員

局長	江 幸博	次 長	中村 清香
議事課長	池 福史弘	政策調査課長	岡 島 和彦